

令和2年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和2年10月15日（木曜日）  
開会 午前10時3分  
散会 午後5時38分  
場所 第4委員会室

警察本部長 宮沢忠孝君  
警務部長 岡本慎一郎君  
会計課長 森本直樹君  
生活安全部長 松崎賀充君  
交通部長 大城辰男君

本日の委員会に付した事件

- 令和2年 令和元年度沖縄県一般会計決算  
第6回議会の認定について（知事公室、総  
認定第1号 務部及び公安委員会所管分）
- 令和2年 令和元年度沖縄県所有者不明土  
第6回議会の地管理特別会計決算の認定につ  
認定第8号 いて
- 令和2年 令和元年度沖縄県公債管理特別  
第6回議会の会計決算の認定について  
認定第20号
- 視察調査について（追加議題）

（開会前に、総務部長から令和元年度補正予算（第7号）について、10月14日付で専決処分を行った経緯及び当該補正予算の概要について説明があった。）

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和2年第6回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要説明を求めます。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 おはようございます。

令和元年度の知事公室所管の決算の概要について御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和元年度歳入歳出決算説明資料知事公室でございます。

タップして御覧ください。

表紙と目次をスクロールして1ページを御覧ください。

一般会計歳入決算状況について御説明申し上げます。予算現額（A）の欄37億1362万7600円に対し、調定額（B）の欄31億3928万2256円、収入済額（C）の欄31億3928万2256円。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっており、過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれも0円でございます。

歳入の主な項目について上から御説明いたします。一番上の段、（款）使用料及び手数料のうち（目）証紙収入の収入済額1603万6900円は、危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であります。

出席委員

委員長 又吉清義君  
副委員長 島尻忠明君  
委員 仲村家治君 花城大輔君  
仲田弘毅君 当山勝利君  
仲宗根悟君 西銘純恵さん  
渡久地修君 國仲昌二君  
山里将雄君 平良昭一君  
當間盛夫君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 金城賢君  
参事兼基地対策課長 溜政仁君  
辺野古新基地建設問題対策課長 田代寛幸君  
防災危機管理課長 石川欣吾君  
総務部長 池田竹州君  
総務私学課長 下地常夫君  
人事課長 茂太強君  
行政管理課長 森田崇史君  
財政課長 武田真君  
税務課長 喜友名潤君  
管財課長 古市実哉君

2番目の、(款) 国庫支出金のうち(目) 総務費国庫補助金収入済額30億6780万4124円の内訳は、沖縄振興特別推進交付金3億8192万6124円及び不発弾等処理促進費26億8587万8000円でございます。

次に、2ページを御覧ください。

一番下の段、(款) 県債のうち(目) 総務債4440万円は沖縄振興特別推進交付金事業の特定地域特別振興事業に係るものであります。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計歳出決算状況について御説明申し上げます。予算現額(A)の欄55億2037万2800円に対し支出済額(B)の欄48億2062万7999円、不用額2億5604万42円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は87.3%となっております。

翌年度繰越額4億4370万4759円の内訳及び主な理由について御説明いたします。(項) 総務管理費(目) 諸費の2億5738万1659円は、特定地域特別振興事業においてオリンピック特需に伴う資材不足による建設工事の遅れ及び関係機関との調整遅れによるものでございます。

(項) 防災費(目) 防災総務費の1億8632万3100円の主な理由は、不発弾等処理事業費の中の市町村事業において関連工事の遅れにより磁気探査にも遅れが生じたこと、広域探査発掘加速化事業において工事用地の借り上げ交渉が難航したことにより、工事の施工が遅れたことなどによるものでございます。

不用額2億5604万42円の主なものを御説明いたします。(目) 諸費の4637万2698円は、事業計画の変更により米国でのシンポジウムが未実施となったことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、他国地位協定調査の一部を次年度へ延期したことによるもの等でございます。

(目) 防災総務費の1億5947万173円は、不発弾等処理事業費の中の市町村支援事業における計画変更等による補助金の執行残によるもの等でございます。

以上が知事公室所管の一般会計の令和元年度歳入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

以上でございます。

○又吉清義委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 令和元年度の総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算につ

いて、通知いたしました令和元年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明申し上げます。

なお、説明の都合上ページが前後する場合もございますが、あらかじめ御了承くださるようお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。予算現額が一番上の行ですけれども、計(A)の欄5627億8513万1671円、調定額(B)の欄5576億8957万864円、収入済額(C)の欄5555億6261万1755円、うち過誤納額6061万6035円、不納欠損額(D)の欄1億740万2208円、収入未済額(E)の欄20億8017万2936円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書の該当ページを記載しておりますので御参照ください。

それでは、2ページにスクロールをお願いいたします。

続きまして、総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。予算現額の計(A)の欄2269億2418万3501円に対し支出済額(B)の欄2257億7887万1814円、翌年度繰越額(C)の欄3億5289万1239円、不用額7億9242万448円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.5%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。総務部所管としまして一番上の行、総務部計の行ですが、予算現額の計(A)の欄4844億7651万7671円、調定額(B)の欄4793億5480万9552円、収入済額(C)の欄4772億4288万413円、うち過誤納額6061万6035円、不納欠損額(D)の欄1億740万2208円、収入未済額(E)の欄20億6514万2966円、収入比率は99.6%となっております。

収入済額4772億4288万413円の主なものは、2行下の(款) 県税1362億2095万3076円、6ページの1行目(款) 地方交付税2110億7444万6000円でございます。

恐縮ですが、3ページのほうにお戻りください。

収入済額のうち過誤納額6061万6035円の主なものは、2行下、(款) 県税6060万648円でございます。過誤納金の主な理由としましては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができないものでございます。なお、当該過誤納に

つきましては、令和2年度において全て還付処理することとしております。

不納欠損額1億740万2208円の主なものは、2行下、(款) 県税1億544万7987円であります。その主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税などとなっております。不納欠損の理由としましては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

次に、収入未済額20億6514万2966円について御説明申し上げます。2行下、(款) 県税の収入未済額19億3113万5955円の主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税、次の4ページの(項) 自動車税となっております。その主な要因としては、納税者の収入の減、失業、病気などによる経済的理由や、不動産業者の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものでもございます。

少し飛びますが、7ページを御覧ください。

1行目、(款) 財産収入の収入未済額4626万2486円は、(項) 財産運用収入の(目) 財産貸付収入で生じており、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものでございます。

次の8ページを御覧ください。

1行目の(款) 諸収入の収入未済額8774万4525円の主なものは、2行目、(項) 延滞金、加算金及び過料の(目) 加算金で、その主な要因は、法人の資金難や倒産による滞納であり、経済的理由によるものでございます。

9ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。総務部所管として、予算現額計(A)の欄1486億1556万9501円に対し支出済額(B)の欄1476億2204万4046円、翌年度繰越額(C)の欄3億5289万1239円、不用額6億4063万4216円、執行率は99.3%となっております。

繰越額3億5289万1239円につきましては、(款) 総務費における長期的な視点に立った公共施設のマネジメントを推進する事業及び本庁14階電算室の空調機更新を行う事業において明許繰越として計上しているものと、本庁舎の外壁を補修する事業において事故繰越として計上しているものの合計でございます。

明許繰越の事業における理由としましては、八重山職員住宅平得団地の長寿命化を図るための大規模改修工事におきまして、入札不調等により再入札による手続に日数を要したため、14階電算室空調機更新を行う事業におきましては、空調機の製作期間が

想定以上かかったことにより、それぞれ年度内完了が困難となったことによるものでございます。

事故繰越をした本庁舎の外壁を補修する事業においては、外壁補修における打診調査の結果、早急に補修を必要とする箇所が想定以上であったことが判明したことから、年度内完了が困難となったことが繰越しの理由でございます。

次に、不用額6億4063万4216円について、その主なものを(款) ごとに御説明申し上げます。2行下の(款) 総務費の不用額5億5584万8185円は、主に高等学校等就学支援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により不用が生じたものでございます。

次の10ページを御覧ください。

1行目の(款) 公債費の不用額2767万8546円は、主に証券の割引料の執行残による不用でございます。

その下7行目の(款) 諸支出金の不用額662万3944円は、主に(項) ゴルフ場利用税交付金や、次の11ページになりますけれども、(項) 地方消費税交付金の不用でございます。

次に、12ページを御覧ください。

(款) 予備費の不用額5048万3541円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が令和元年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。当会計は、所有者不明土地の管理及び調査を行うための特別会計でございます。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計(A)の欄1億6905万7000円、調定額(B)の欄2億56万1181円、収入済額(C)の欄1億8553万1211円、収入未済額(E)の欄1502万9970円となっております。収入未済額1502万9970円は、主に、4行下になりますが、(目) 財産貸付収入843万5488円で、借地人の経済的理由などによる滞納額でございます。

14ページを御覧ください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計(A)の欄1億6905万7000円に対し支出済額(B)の欄2262万7637円、不用額1億4642万9363円となっております。不用額の主なものは、予備費の支出がなかったことによるものでございます。

15ページを御覧ください。

次に、公債管理特別会計について御説明申し上げます。当会計は、公債費を一般会計と区別して管理

するための特別会計でございます。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額計（A）の欄781億3955万7000円、調定額（B）の欄及び収入済額（C）の欄は同額で781億3420万131円となっております。

16ページを御覧ください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。予算現額計（A）の欄781億3955万7000円に対し支出済額781億3420万131円、不用額535万6869円となっております。不用額の主なものは（目）公債諸費で、証券発行に必要な登録手数料等の執行がなかったことによる不用でございます。

以上が総務部所管一般会計及び2つの特別会計の令和元年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要説明を求めます。

宮沢忠孝警察本部長。

○宮沢忠孝警察本部長 おはようございます。

公安委員会所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和元年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額15億7549万4000円に対しまして、調定額は15億5274万7818円、収入済額が15億3946万705円、不納欠損額は67万2000円、収入未済額は1264万5113円、調定額に対する収入比率は99.1%となっております。

以下、各（款）ごとに順次御説明いたします。

（款）使用料及び手数料ですが、予算現額5833万7000円、調定額、収入済額ともに5609万4129円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額12億3019万1000円、調定額、収入済額ともに11億8719万1000円であります。

（款）財産収入は、予算現額2036万8000円、調定額、収入済額ともに2509万6745円であります。

2ページを御覧ください。

（款）諸収入は、予算現額2億6659万8000円、調定額は2億8436万5944円、収入済額は2億7107万8831円、不納欠損額67万2000円、収入未済額1264万5113円であります。

収入未済につきましては、主に放置駐車車両違反

金であります。

不納欠損につきましては、平成25年度に調定した放置駐車車両違反金であります。転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額357億1516万1000円に対しまして支出済額は347億9990万5356円、翌年度繰越額は5億6686万4000円、不用額は3億4839万1644円、執行率は97.4%となっております。

翌年度繰越額について、（項）警察管理費（目）警察施設費は3億5845万円となっており、警察本部庁舎昇降機更新工事について、入札不調により工事計画を見直し、年度を越えた工期設定となったことによるもの、また、（項）警察活動費（目）交通指導取締費は2億841万4000円となっており、中央線変移システム老朽化更新の工事が入札不調となり、年度内に事業完了が不可能となったことによるものであります。

次に、不用額3億4839万1644円について、その主なものを御説明いたします。（項）警察管理費（目）警察本部費の不用額1億7276万5463円は、主に退職手当の執行残によるものであります。（目）装備費の不用額7224万5642円は、主にヘリコプター耐空検査が豪雨災害により契約の不履行になったことに伴う執行残によるものであります。

次に、（項）警察活動費（目）刑事警察費の不用額3329万2200円は、主に遺体搬送委託料等の執行残によるものであります。（目）交通指導取締費の不用額1947万1613円は、主に交通安全施設の工事契約の一部不履行に伴う執行残によるものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入支出についてはございません。

以上で公安委員会所管の令和元年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に係る基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖

縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明 10月16日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

また、質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当部課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員** おはようございます。

まず最初に、知事公室長、総務部長、警察本部長にお伺いいたします。先般、玉城デニー知事、これまでの知事としての成果を問われまして、最初は0点ということでありましたけど、皆さん50点という報告もしておりますが、皆さんこの件については、大変皆さん日々お仕事御奮闘して県民のために頑張っていると思いますが、この件に関してはどのように思っておりますか。

**○金城賢知事公室長** お答えをしたいと思います。

島尻委員から、知事が50点という評価に対してということですが、これは決して県職員に対しての評価ということではなくて、知事御自身の仕事のありようというものについて、より厳しい観点から述べられたものというふうに理解をしております。

**○池田竹州総務部長** 私どもも、例えば、コロナのものにつきましては、既に専決処分を行いました—

7次にわたる補正も行っております。そういった面で、事務方としては当然できるところは全力で取り組んでいるところでございます。知事の御発言は、御本人の言わばある程度政治的な部分も含めた御発言なのかなというふうに考えております。

**○宮沢忠孝警察本部長** 県警察は知事の直接の指揮監督を受ける立場にはございませんし、知事自身のお言葉なのでコメントは差し控えたいと思いますが、いずれにしましても、県警察も予算であるとかあるいは条例案の提出であるとか、そういった面で知事の総合調整を受ける立場でございまして、知事からは警察活動に対して大変御理解をいただいております。様々な面で御協力をいただいているというふうに認識をしております。

**○島尻忠明委員** 今日は決算、要するに委員会でありますので、そもそもやはり予算の計上をして、しっかりその上でお仕事をしています。知事が幾ら個人的なものであっても、やっぱり行政がしっかり機能をしていないのではないかなと受ける県民もいるわけですよ。今日、このように皆さん認定をということでありますが、そもそも0点とか50点である皆さん、決算もですね、認定等提案すること自体、私はおかしいと思うんですよ。先ほど言いましたけど、これ予算決算も確かに指揮権等云々あるんですけど、いわゆるその予算の枠内でお仕事をしているわけですから、今日のこの決算委員会も私はいかがなものかなというふうに認識をしております。仕事もしていないのに、これ認定して下さってのはおかしい話じゃないですか。

もう一度、総務部長と室長、答弁いただけますか、この辺も踏まえて。

**○池田竹州総務部長** 私ども、地方自治法等法令に基づいて、決算の審査をお願いしております。そういった過程におきましては、これが何点だというようなものは当然ながらございません。マスコミの取材に対して、そういう御自身のもので答えられたものと思っております。我々は法令、あるいは財務規程に基づきまして、執行し、調整したものを監査委員の意見を付しまして、審査をお願いしているところでございます。

**○金城賢知事公室長** 公室といたしましても、県議会で承認をいただいた予算について、より適正かつ効果的に予算を執行するという姿勢で元年度予算を執行してきたところでありまして、この予算について、県議会において、本日決算委員会において御審査をいただいた上で承認をいただくということで考えております。

○島尻忠明委員 室長、部長、私が冒頭申し上げましたのは、確かに皆さん一生懸命仕事をしている。私もこれはしっかり認識をしております。ただ、私も地方議会含めて長い間議会活動をしておりますけど、初めてですよ、こういった首長が。やはりこれ自分一要するに、これまでの2年間を振り返ってどうですかということですから、確かに政治的な言葉もあると思いますが、やはり公約も立て、しっかりと予算も計上をして、単年度でありますけどしっかりとやってきた、その関係も含めて私はしっかりと皆さんの労に報いるためにも、しっかりと言葉で表していただけなかったのかなというふうに、二十五、六年政治をしていますけど、議員していますけど、大変残念でなりません。本当に皆さんはしっかりとお仕事をされているわけですから、その辺も含めて、私はやはり今日の決算でありますけど、長が評価していないのに、皆さんのお仕事を評価していないのに、なかなかこれ厳しいのかなというふうに認識をして挑んでおりますので、ぜひその辺は皆さんもですね、私はしっかりとお仕事をしているところは評価いたしますので、またコロナ禍の中で大変でありますけど、なかなかこの長の言葉って厳しいのかなというふうに感じております。

では、それで、中身に入らせていただきます。

まず、1ページ。総務部の資料の1ページですね、過誤納金の説明をお願いいたします。6061万6035円の件ですね。

○喜友名潤税務課長 お答えいたします。

総務部における過誤納金は約6062万円となっております。その全てが県税関係のものとなっております。県税関係の大部分を法人県民税及び法人事業税が占めておまして、この法人等の申告納付における税額の変更等に伴い、過払いとなった税額を納税者へ還付すべきものが過誤納金となります。法人の申告の場合、中間申告というのがございまして、事業年度開始の日、6か月を経過した日から2か月以内に中間申告を行い、前年度の2分の1を中間納付額として納める必要がございます。事業年度終了後は、2か月以内に確定申告を行い、確定年税額から中間納付額を控除した金額を納めることとなります。確定年税額が中間納付額よりも下回った場合に、過誤納金として還付処理が行われます。出納整理期間終了時点で過誤納金となっている分は、翌年度歳出予算から償還金として納税者へ還付することとなっております。

以上でございます。

○島尻忠明委員 4ページお願いいたします。

4ページの(項)の自動車税のところなんですけど、この自動車税が収入未済額というのがあるんですけど、そもそも自動車税というのはいろんな車検を受けたり、いろんなときに、そのときに納付をしないと車検も受けられないとかあるんですけど、これどういったもので収入未済額になっているのか答弁をお願いいたします。

○喜友名潤税務課長 自動車税の収入未済額についてお答えいたします。自動車税の収入未済額9980万2164円でございますけれども、これは年度末で滞納になっている自動車税でございます。納税者が所在不明であるとか、差し押さえる財産がないですとか、差し押さえているんですが、まだ税金が納付されていないとかというものが収入未済額となっております。

○島尻忠明委員 ちょっと戻りまして、(項)の軽油引取税というのがあるんですが、この説明をお願いいたします。4ページです。

○喜友名潤税務課長 軽油引取税についてお答えいたします。軽油引取税は、主にディーゼル車の燃料に使用する軽油の購入者に課税される税金でございます。納税義務者といたしましては、元売業者または特約業者から軽油を現実に引き取った方などでございますが、納める額は引き取った軽油の量に税率が1キロリットルにつき3万2100円となっております。

以上でございます。

○島尻忠明委員 いや、ですから、それは分かるんです。ということは何で未収入額になっているかということを知っているわけですよ。

○喜友名潤税務課長 失礼いたしました。

軽油引取税の収入未済額についてお答えいたします。軽油引取税の収入未済額4454万2808円でございますが、これは主にですね、不正軽油というのがございまして、例えば、ディーゼル車に軽油を入れなくて重油を入れるとか、そういった事案がございまして、その不正事案を調査して課税したものでございますが、年度末の時点では、収入未済では納まっておりますが、今現在、納付のめどが立っているというふうに聞いておりますので、近々大部分は収納されるものというふうに事務所からは聞いております。

○島尻忠明委員 すみません、9ページをお願いいたします。

(款)の総務費の中の、先ほど説明はありましたが、総務管理費で高等学校という何か説明があったんですけど、これで不用額が出ております。先ほ

ども説明はあったんですが、その辺ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

**○下地常夫総務私学課長** 9ページであれば、諸費のほうで不用額が2億5982万5000円余り出ておりますが、高等学校等就学支援金事業によるものとなっております。高等学校等就学支援金事業、高校生が安心して教育を受けることができるよう、授業料に対する支援を行う事業となっております。当初の積算では、1万2700名余りに対して、22億2000万円ほどの支給を見込んでおりましたが、11月に学校に見込み調査をしたところ、対象者の増が、約5000人ほど増加するということが見込まれたものですから、2月補正を行いまして、5億6236万9000円の増額補正を行いました。一方、最終実績のほうで不用が出ていますが、対象者について補正の見込みよりもさらに増えて、1万9000人余りとなったんですけれども、その支給額については25億5830万6000円にとどまり、補正で見込んだ額よりも下回って、この2億円余りの不用が生じたものです。その主な要因は、この高等学校等就学支援金事業は、世帯の収入等に依じて額が決まるところがありますので、その対象生徒における世帯収入の見込み違いによって生じたものです。

以上です。

**○島尻忠明委員** 分かりました。10ページお願いいたします。(款)諸支出金の中でですね、(項)のほうでゴルフ場の交付金がありますけど、この説明と不用額について答弁いただきたいと思えます。

**○喜友名潤税務課長** ゴルフ場利用税交付金についてお答えいたします。ゴルフ場利用税につきましては、県で徴収している税金でございますが、その税金の7割は、また市町村に交付するというようになっております。その市町村に交付した交付金が当初予算で5億4597万3000円でございますが、支出済額が5億5309万4136円となりまして、不用額が322万7864円となっております。

この不用額につきましては、ゴルフ場利用税の収入を見込む際に、少し多めに見込んでいるために、実際の収入がそれよりも少なかったのが、市町村交付金が実際の交付額が少なくなったということで不用になったものでございます。

**○島尻忠明委員** この交付金を地方に交付するというのは、これはいつ頃—交付する時期っていつ頃ですか。

**○喜友名潤税務課長** お答えいたします。

ゴルフ場所在市町村交付金は、ゴルフ場利用税収入額の70%をゴルフ場所在の市町村に交付するもの

でございますが、交付時期は8月、12月、3月の年3回となっております。

**○島尻忠明委員** これは交付を受ける地域は、こういうふうはこの不用額—先ほどは当初予算を多く見積もったという答弁でありましたが、交付される側はそれなりの予算を立てるわけなんですけど—すみません、初めての決算委員会ですけど、これは毎年度こういうふうな決算状況で出てきているんですかね。

**○喜友名潤税務課長** ゴルフ場利用税所在市町村交付金につきましては、ほぼ5億円台で安定的に推移しておりまして、令和元年度のゴルフ場利用税市町村交付金が5億5309万4000円でございますが、平成30年度は5億4430万7000円、平成29年度が5億5237万7000円となっております。ほぼ5億円台で推移している状況でございます。

**○島尻忠明委員** すみません、13ページお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計のページです。まずですね、この財産収入—どういことをして財産収入として得ているのか、この説明をお願いいたします。

**○古市実哉管財課長** 所有者不明土地管理特別会計における財産収入、貸付収入ですけれども、沖縄戦に起因する所有者不明土地の貸付けによるものでありまして、民間に対して住宅用地として121件を貸し付けているほか、沖縄防衛局と提供施設内の県管理地貸付契約1件を締結しているものでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** それでですね、当初予算が2096万2000円ですか。それで、この調定額との開きが約900万円ぐらい、800万円ちょっとあります。それと、これどういう開きがあるのかとか、説明をお願いいたします。

**○古市実哉管財課長** 調定額のほうですけれども、特に沖縄防衛局との貸付契約の部分につきまして、貸付料の改定の見込みを少し多めにしたこと、調定額のほうが多めの形になっております。実際、契約したときにはそれよりも下回ったということで、調定額と少し差が出ているということでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** これ先ほど答弁がありました、民間にもお貸ししているとか、そこの民間との関係はなくて、防衛だけということの理解でよろしいですか。

**○古市実哉管財課長** 民間の方に貸し付けているものは、琉球政府から県に管理移管したときに、当時、

既に民間のほうに貸し付けていたものをそのまま引き続き貸し付けて、管理をしているということでございます。また、提供施設内のものにつきましては、提供施設区域の中に所有者不明土地があるということで、用地として提供をしているということでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** この収入未済額が840万円幾ばくかあるんですけど、この説明をお願いいたします。

**○古市実哉管財課長** 収入未済ですけれども、基本的には貸付料の過年度分と現年度分がありますけれども、現年度分については全て収納済みでございます。過年度分につきましては、一部経済的理由などで返納が滞っている方のものが、収入未済という形で計上されております。

以上です。

**○島尻忠明委員** 今、説明で現年度分はしっかりと納めていただいているってことなんですけど、しかし、過年度分が納められていないという説明がありました。これ5年ですか何年か取れなければ不納欠損額に回るわけですよ。こういう取り方でよろしいんですか。

**○古市実哉管財課長** 実は、これは県有地ではなくて県が管理している土地なので、どこかに所有者がいるということでございますけれども、今それが戦争により公図公簿等が焼失したことで、所有者が不明となっている形です。中には所有権を主張する方が民事訴訟で所有権を確認してその所有者が分かったときに、所有者でない方がこれまで当該土地を、例えば農地とかで借りていた方がいらっちゃって、それに伴って過年度分の支払いを拒否しているというような事案とかもありまして、その方々から納付をするようにということで指導をしたりとか、あるいは所在が不明となった方もいますので、所在を確認した上で行き届かなければ、不納欠損とかの手続に入っていこうとしているような事案もございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** ですから、会計処理上の話です。所有者が云々というのはじゃなくて。実際、現年度払っているわけです、この人は。なぜ過年度払わないということで、その理屈が通るんですか。

**○古市実哉管財課長** すみません、説明が足りなかったと思います。過年度分でお支払いしていない方は、先ほどお話したような形で、真の所有者が見つかったときに、そこから真の所有者に引き渡したときに、その年度の貸付料を未納のまま払っていないというように、過年度分のものが払われていないとか、

そういうような事案がございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** 真の所有者が見つかって、その方に、今貸している方が払っていないという話なんですけど、それはそもそもこの県の予算、ここでその収入未済額を計上する必要はあるんですか。

**○古市実哉管財課長** 結局、これまで管理地ではあるんですけども、従前から貸付契約を締結して賃料を払っていただいて借りていた方ですので、その間の貸付料を返していただくということでやっております。ただ、一部住所が不明になった方については、不納欠損の手続を取るというような形でやっておりますし、所在が分かっている方については、その滞納した分を払っていただくということで指導とかをしているところでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** ちょっとあまり納得ができないんですけど。それではですね、仮に今、答弁があったように、真の所有者が見つかりました。これまで県のほうで徴収したこの賃料—何というか賃料—というか、どういう名目かは分かりませんが、その今まで頂いたものは、やはり真の所有者が見つければそれに皆さんがまたお返しというか、何ですか、この支払いはその方に今までもらった分もするという理解をしいんですか。

**○古市実哉管財課長** 真の所有者が見つかったときには、土地をお返しするとともに、これまで貸し付けていた分の賃料を見て、それから管理にかかった費用を差し引いたものを還付金という形でお支払いしているところでございます。

以上です。

**○島尻忠明委員** 行政的にはそうなると思いますけれど。ただ、今ちょっと引っかかるのは、やはりしっかりと皆さんが、いろんな事情はあるにしても管理をして徴収をしていたわけですから、しっかりと真の所有者が見つければですね、こういうふうに入収入未済額も含めて、やっぱり先ほど説明のあった戦争のとかいろんな問題があつて、こういうものもあるということを知りましたので、しっかりとまた対応方をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

**○又吉清義委員長** 仲村家治委員。

**○仲村家治委員** 私は成果報告書に基づいて質疑をいたしますので。まず、公安委員会のほうの471ページ。サイバーセキュリティ対策、継続事業でありますけども、昨今、サイバーテロのお話とか、特に警察機構は大変な機関で一万が一ハッカーとか、そ

れと通信機能もダウンして、大変な事態になるという、これはもう沖縄県もそうだと思うんですけども、この対策に関してですね、どのようなことを今やっているのかをお知らせください。

**○宮沢忠孝警察本部長** 委員御指摘のとおり、サイバー攻撃、サイバーテロであったり—これはシステムを壊す攻撃ですけれども、そういったサイバーテロであったり、あるいはサイバーインテリジェンス—これは情報を盗むという攻撃でございますが、こういったものについては、国家の危機管理上、安全保障上も極めて重要な問題になっているというふうに認識をしております。県警察におきましても、そういった関連から、自らのシステムについてしっかり防御するような形の防御措置を講じておりますし、また、職員に対しましても、いわゆる情報の盗み出しのようなそういったことがあったときに、例えば、怪しげなメールが送られてきたときに、安易にそれを開かないといったような、そういった教養とか訓練、こういったものも進めているというところでございます。

以上でございます。

**○仲村家治委員** 決算上、本庁のほうには見当たらないんですけども、総務部長、このセキュリティー関係の対策というのは、沖縄県としても対策をしているのかお聞かせください。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から、情報セキュリティー関係は企画部の所管であるが、外部メールの無害化等の対策等を実施しているとの説明があった。)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

仲村家治委員。

**○仲村家治委員** 県警本部のほうで、今、対策を講じているんですけども、僕ははっきり言ってこの予算では全然足りないと思っているんですね。ましてや1人しかその専属の職員がいないというのも、明らかにこのネット社会の中で万が一、これはテロとして攻撃された場合の、一度侵入されて破壊行為をされた場合ですね、大変な事態になると思いますので、ぜひこの予算をもっと確保して。あと、できたら対策班ぐらいはつくったほうがいいと私は考えますので、次年度以降この対策に関して増額をして、もっと本格的な対策班を創設してほしいと思いますけども、この考え方は聞いてもいいのかな。

**○宮沢忠孝警察本部長** まず、この成果報告書の471ページ、472ページの、この予算でございますけれども、これは警察のシステムそのものにかかる予

算ではございませんで、いわゆるネット上の詐欺であるとか、そういった県民の方々がサイバー犯罪に遭うことを防止し、あるいはそれに対する取締りを行うためのそういった予算でございます。警察システムそのものについては別な形で—これは県費であったり、あるいは国費であったり、システムによって様々でございますけれども、そういう予算でございます。別立てでございます。

**○仲村家治委員** 続きまして、知事公室の成果報告書の7ページ。質問いたします。この消防防災ヘリ導入推進事業ですけれども、市町村との協議会が設立できないその最大の理由は何でしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

理由、課題が4点挙げられておりまして、それについて今、市町村との個別協議を実施しているところです。1つ目につきましては、防災ヘリの活動範囲ですね、そういったところが、離島まで行けるのか、大丈夫なのかという懸念がありますので、そういったところについて今説明を行っているところです。2つ目が、消防職員の派遣ですね。もし、この航空隊を設置した場合には、市町村の消防から隊員を派遣していただいて航空隊を編成しますので、そういったところの懸念がございますというのが2つ目の点でございます。3つ目が、県と市町村の間の費用負担の問題がございまして、ヘリの運航そのものについては県が全面的に費用負担するんですけども、市町村に対して隊員の派遣、先ほど説明した派遣ですね、これにかかる費用について御負担願えないかというところで理解を求めているところです。最後に、市町村の市町村間の負担案分の問題ですね。こういったところを要素として案分をしていくかというところについて懸念があるとしているところがある。こういったところが、今5団体残っておりますので、ここの個別協議を実施しているところでございます。

以上です。

**○仲村家治委員** 私が聞いた情報によりますと、このヘリの機種ですね、宮古、石垣までぎりぎり飛べる、航続距離がそのぐらいしかない。なおかつ、行ったのはいいけど着陸できない—災害時もありますので、そのときに燃料補給ができないので帰って来れない可能性がある機種を、まず考えているという話があるんですけども。そのヘリコプターを宮古、石垣まで飛ばないようなヘリを考えていると聞いていますけど、それはどうでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

決してそういうような機種選定をしようとしてい

るわけではございませんので。確かに行ったときに相手、着地側の天候不良ということもあるかと思えます。そういったときに、きちんと帰って来られるだけの資機材ではないとまずいというふうに考えておりますので、そういったところも加味、踏まえて、機種については41市町村でヘリを導入しようという合意が取れた後に選定していこうというふうに考えています。

**○仲村家治委員** 今、おっしゃったように、もし宮古、石垣まで飛べるようなヘリだったら、その購入価格は幾らかというのは調べていますか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** ヘリについては、大体一平成29年の調査報告でありますけれども、20億円程度かかるものというふうに見込んでおります。

以上です。

**○仲村家治委員** 平成29年じゃなくて今の段階で、専門家から聞いたらすごい高騰していると。10から15億円だったのが、今、20億円以上するという話なんですけども、その辺は認知していますか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 各都道府県です、ヘリの更新だとかそういった情報の収集もしておりますので、その中でどういう機材について、どういう価格であるのかとか、そういったことについて情報は収集をしているところです。

**○仲村家治委員** 全国でこの消防防災ヘリが導入されていない都道府県はありますか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 全国一県域で防災ヘリがないところと申しますと、今は沖縄県と佐賀県のみが残っておりまして、佐賀県については今年度末に運航を開始するというふう聞いております。

**○仲村家治委員** 沖縄だけでしょ、決まっていないのは。これですね、離島の皆さんにとっても、コロナのこともそうだったんですけども、先送りしている感が強いんですよ。だから、この消防防災ヘリにしてもね、確固たる全離島にも飛べる機種、そしてこの予算がどのぐらいかかる、そして各市町村の負担、これを明確に示さないと、なかなかテーブルにつけないと言っているんですよ。アバウト過ぎると言っているんですよ。各市町村に説明する予算の面とか。あと、人員にしても各消防、今人員足りないですよ、定数。その中で、再度市町村に対して消防隊員も出してくださいという要求をしているということなんですけども、どうなんでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** まず、費用の面ですけれども、ローテーションもそうなんですけれども、沖縄県のほうから各市町村に説明を行う際に、ローテーションのサンプルですね、こういったところを

提示しながらやっているというのと、費用負担についてもこういったことがベースになるだろうと一沖縄県消防指令センターがございませけれども、ここではこの案分の割合をこういうふうにしております、これで試算をするとこれぐらいになりますというのを示しながら説明をしているところでございます。

**○仲村家治委員** 那覇市はもう30万人以上の都市であります。今も消防職員の定数が足りない状況で、なおかつその消防隊員をですね、2人という要求しているらしいんですけども、県としてね、専属の所轄する部署をつくって自ら一緒に汗をかくということを示さないと、広域のときも同じような失敗いたしますよね。那覇市に要求するのが大きいんですよ。県の皆さんは、それに対して応え切れなかったから、あの広域の消防は駄目になったんでしょ。その辺の反省からして、今回はどうなんでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** そうですね、委員御指摘の面もあるかと思えますので、そういったところも反省材料にしながらですね、今後とも進めたいなというふうに思っております。

**○仲村家治委員** この件はですね、47都道府県で沖縄県だけがヘリのあれがされていない離島県であります。急患のときは自衛隊さんをお願いしている、おんぶにだっこの状態。防災の面でもこういったいまだに市町村ともはっきりした話合いがつかない状況の中で一僕は委員長これはね、この委員会で答え出せないと思うんですよ。これは知事自ら方針を出さないといけないので、要調査事項として要求します。

**○又吉清義委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日、委員会の質疑終了後に協議いたします。

**○仲村家治委員** 続きまして、知事公室防災危機管理課の事業の6ページ。この事業なんですけども、どのような事業なのか詳しく説明をお願いいたします。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 不発弾事業でございませけれども、不発弾の探査を行ったり、あとは住民、企業における建物等を建てる時の支援補助という、補助メニューとして行ったりしているものだったり、あとは市町村が行う公共工事、これに対して補助を出したりというそういうことをしている事業でございませ。

**○仲村家治委員** 不発弾はですね、もうあと70年以上かかると言われているので、しっかりと市町村と連携して、また民間のですね、まだ知らない方もいらっしゃるんで、この辺は十分告知も併せてしっか

りとやっていっていただきたいという、これはもう要望で終わります。

委員長、以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 主要施策の成果に関する報告書の中から質問をさせていただきたいと思っています。まず、5ページのワシントン事務所ですね。これはもうずっと質問をしてきましたけど、これ今回決算何回目ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 5回目になります。

○花城大輔委員 この5回の決算の中でですね、この報告書の中の効果と課題、何が変わっていますか。この5回ともほとんど一緒になっていませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ワシントン事務所の効果について、ワシントン駐在におきましては、連邦議会議員補佐官等との面談、あるいは公聴会を通じて現地における情報収集、情報発信を精力的に行っているということでございます。米国内の情報を本庁へ報告していると。ワシントン駐在が米国内で行った連邦議会関係者等との面談等の人数については、令和元年是延べ587名となっております。さらに、昨年10月の知事訪米におきましては、10人の連邦議会議員の方々と面談調整、あるいは講演会のコーディネートをを行い、知事が直接、連邦議会議員等に対して沖縄の基地問題の実情を発信することができたと考えております。ワシントン駐在におきましては、知事訪米で面談した連邦議会議員、関係者等への継続したフォローアップ等を行い、働きかけを継続しております。このような駐在の活動もあり、去る6月の下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設予定地の地下の強度の検証結果などに関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されたものと理解しております。この提案につきましては、残念ながら今回は軍事委員会では採用されませんでした。小委員会のこうした動きというのは大変意義のあるものだと考えております。ワシントン駐在の活動による成果の一つであったのではないかと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 この5年間ずっとそうなんです。我々数人の会派のメンバーが質問してきましたけど、この政治的な目的を持つ事務所で何ができるのかと、いろんな質問がありました。英語ができない所長がいたときもありましたね。勤務日数が問題になったような一般質問の内容もありました。あと、ワシントンコア社が本当にこの事業の内容で適正な会社な

のかということもいろいろありましたけど、一番の問題はですね、成果が見えないということだったと思うんです。だけど、一般質問や決算委員会などで質問をすると、報告書にはちょっとしか書かれていないのに、一生懸命長い答弁があって、成果はありますと言うわけですね。この何人と会いましたとか、どこどこに行きましたとか、セミナーに行きましたとか、地元の人とネットワークをつくっていますとかと言うんですけど、だからそれをもってこの事業の目的にどれくらい近づいているかという答弁は今まで一回もないわけですね。しかも、冒頭で話したように、この効果とか課題について何も変わっていないじゃないですか。私はこれが証拠だと思えます。特にですね、目的の中に、正確な状況等の情報発信を行うって書いてあるのに、課題に、情報発信に取り組む必要があるというふうに締めくくられているんですよ。これ改めて説明してもらえないですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄の基地問題の解決を図る観点からは、沖縄の正確な情報を米国政府や連邦議会関係者等に伝え、沖縄の実情等について理解を深めていただくことが重要であると考えております。このため、出張等で年数回対応をするだけではなくて、現地に滞在して、丁寧に伝えていくということが必要であろうと考えており、対象者が連邦議会議員であったり、連邦政府であったり、いろいろ対象が変わってくることもありますので、こういうところで粘り強く沖縄の実情を訴えていくということが大切であろうと考えているところであります。

以上です。

○花城大輔委員 今回の答弁も何回か聞いた覚えがあるんですよ。なので、この事業目的に合った成果が何だったのかということを確認し、繰り返し聞いていくわけですが、同じ答弁しか聞けないということがずっと続いてきた。だから、この決算委員会の中でも、要調査事項として提起させてもらって、知事に確認をしたいと言ってもそれは実現しない。ずっとずっと分からないまま5回も決算迎えているわけですよ。また、翁長政権が誕生した後に、これは肝煎りの事業だったということもあって、翁長知事は自分の理想とするこのワシントン事務所、何年間か考えながらやってきたというふうに私は想像をするだけではありますけども、そう思っています。そして、その後、玉城県政がこれを引き継ぐわけですね。今回引き継いで、4月から3月までの事業を初めてやって、初めての決算になるわ

けですよ。なので、私は今回の玉城知事に、このワシントン事務所について正直なところどう考えているのか。翁長知事がつくったワシントン事務所をどう評価しているのか。そしてこれから、このワシントン事務所を通してどのような成果を求めるかということとはしっかり確認をしたいというふうに思っています。もう同じ答弁は聞きたくないのですね、生の声を聞きたいなということが1つ。

あともう一つは、前回の一般質問でもありましたが、知事がなかなか答弁しませんね。部長が体を張って頑張るんだけど、それも限界もある。特に、余計な話かもしれませんが、那覇港湾の質問に限っては、もう一切答弁しないで別の場所で謝罪をするというような、おかしいことまで起こっているわけですよ。私はこのワシントン事務所については、この5年間かかった中で、しっかりと今回総括をして、我々が理解が足りなかったら、それは理解をする努力はするし、そうでなければそれを改善することを求めるという場面を持っていただきたいと思っています。なので、委員長、今回のこのワシントン事務所の件についてもですね、改めて要調査事項として提起したいので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

**○又吉清義委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

**○花城大輔委員** 次に、同じく主要施策の成果に関する報告書の中の2ページ、辺野古新基地建設問題対策事業ですね。これは辺野古新基地建設対策一何かというと、中を見てみると、裁判とトークキャラバンだというふうに思うんですけども、改めてですね、このトークキャラバンの事業をやるというふうに提案したのは誰ですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

令和元年度当初につきましては、普天間飛行場の県内移設に反対する理由ですとか、辺野古新基地建設問題について理解を求めるために、知事の考えを訴えるために、米国でのシンポジウムというものを計画しておったところでございますが、訪米活動を効果的にやるためには、まず国内に向けて機運を醸成する必要があるのではないかとこのことを公室内で調整した結果、米国でのシンポジウムを国内の知事のトークキャラバンに振り替えて実施をいたしたところでございます。

**○花城大輔委員** いや、誰が提案してこの事業がなされたのかというふうな質問をしたんですよ。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 知事公室内で知事と調整をした結果、全国のトークキャラバンを実施しようということになりました。

**○花城大輔委員** ちなみに、この事業は今年度はどうなっていますか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 本年度も予算措置はしておるところですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、今慎重に実施について検討をしているところでございます。

**○花城大輔委員** これも私、この効果、課題を讀んでいてとっても思ったのは、日頃から対話による解決というふうなことをいつもなさっている。だけど、これを讀むと、裁判で国交省の裁決の取消しに全力を挙げる必要があるとかですね、脳と手足が逆に動いているんじゃないかなというような事業の内容にしか見えないんですよ。これ実際どうなんですか。この事業は、さっきも言いましたけど裁判とトークキャラバンですよ。この裁判とトークキャラバンで国民的な機運を醸成して、どういうふうに解決に導こうとしているんですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** やはり、沖縄の過重な基地負担につきましては、全国の皆様に考えていただいて、そういった中で普天間飛行場の負担軽減、沖縄の基地負担の軽減について、まずは全国の皆様が共有をさせていただいて、そこから何らかの形で解決の糸口を探りたいということも踏まえて、機運醸成を求めてトークキャラバンを実施しているところでございます。

**○花城大輔委員** 委員長これもですね、先ほど適正な言い方だったか分かりませんが、脳と手足が逆に動いているというのは私の本当に感じたところであるんですよ。だから、しっかりとこの部分ですね、どうしていくのかということ、この事業を通して本来得たい成果というのは何かということも含めてですね、知事に直接確認をしたいというふうに思っておりますので、これについても要調査事項を提起させていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

**○又吉清義委員長** ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

**○花城大輔委員** 今日は2点しか申告していないので、もう終わります。

**○又吉清義委員長** 仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** まずは本部長、公安委員会について。これも主要政策についての459ページ。事業名は安全なまちづくりの推進というのがあります。よろ

しいでしょうか。この中身はですね、ちゅらさん運動なんです。稲嶺県政の頃に私たちは地域を盛り上げながら、沖縄県の安全・安心なまちづくりをしましょうと。一生懸命頑張ってきて、その成果も十分出ていると思うんですが、本部長が就任する以前ですから、そのことについてまずは本部長としてですね、こういった運動が地元で行われている、そのことに対してどういったお考えなのか、お願いいたします。

**○宮沢忠孝警察本部長** 委員御指摘のとおり、条例をつくって県知事はじめ、県、市町村、民間団体、県民挙げて、犯罪の抑止等について総合的にまちづくり、ゆいづくり、ひとづくりという形で取り組んでいるということについては、非常にいい取組だというふうに思っておりますし、刑法犯認知件数については十数年連続で減少しておりますので、一定の成果が上がっているというふうに思っております。引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○仲田弘毅委員** ぜひその気持ちを県民一人一人に啓蒙、啓発をしながら、しっかりと広報もやっていただきたいと思えます。

そして、あと1点はですね、同じ公安の464ページ。これは飲酒運転根絶に向けてであります。これは私たち県議会議員からの議員提案という形で条例化させていただきましたけれども、ただ、残念ながらあまり成果が出ていない。本当に本土の皆さんと比較した場合に、大変厳しい現状だということをつくづく感じているわけですが、そのことに対してですが、今の現状と、評価の中でですね、検挙件数が2147件。これは2か年連続実数で沖縄県は全国一だと、あんまりよくない全国一なんですね。それはもう夜間の取締りを含めて、一生懸命頑張っている成果だと思うんですが、この成果があまり上がらない方法ということですね、この飲酒運転根絶に向けて、県警として今後どういうふうな取組をしていくのか、所見で構いませんのでお願いします。

**○宮沢忠孝警察本部長** まず、飲酒運転の取締り件数が多いということについては、委員御指摘のとおりでございます。これは、飲酒運転をしている人が多いだろうということもございしますが、一方で、ただいま委員がおっしゃっていただいたとおり、現場で地域警察官が一生懸命取締りを行っているという、夜だったり、あるいは早朝であったりという、そういう成果なのかなというふうに思っております。成果という点に関してでございますけれども、本年の8月末時点における飲酒絡みの事故の発生状況でござ

いますが、人身事故につきましては19件の発生ということでございまして、前年の同時期に比べて30件の大幅減少になっているということでございまして、また、死亡事故については発生がないということでございます。

引き続き、しっかりと飲酒運転根絶ということでございまして、取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○仲田弘毅委員** 今日は県警本部並びに知事公室、総務の役職員の皆さんが一堂に会しているわけですが、私たちがこのちゅらさん運動を展開したときに、しっかりと皆さんで協議の上でちゅらさんバッジを作成しました。私はこの19年、ずっとちゅらさんバッジをつけて公務であろうが、私的であろうが着用させていただいておりますが、ただ、残念ながら本県ですね、県庁職員の部局長関係でも、あまりちゅらさんバッジをつけている方々が、あまりお見受けしないというのがありまして、ぜひ要望として、そのちゅらさんバッジをつけることによって、行動から自分なりのことをしっかりとやっていきたいと、そういうふうに考えています。

では、次に移ります。総務部長。私学振興ですね、沖縄県の公教育含めて、私学も復帰後これだけの伸びができたというのは、私学の大きな力があつたというふうに私は認識をしております。その私学振興の中でですね、県がバックアップしていただいていること、これは私学に通わせる親御さん並びにそうでない親御さんも含めて、沖縄県の将来に大きな夢と希望を持つことにつながっていると思うんです。ただ、残念ながら今回部長の、これは12ページの私立学校振興事業の中で、高等学校等就学支援金事業ですね、私学の。そのほうで不用額が6億円ぐらい出ていて、そのうちの5億円が就学支援金の支給実績が見込み違いであつたということの、そのことについて部長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

**○下地常夫総務私学課長** 高等学校等就学支援金事業の不用額についてお答えします。先ほども説明をしましたが、高等学校等就学支援金事業は、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に対する支援を行うものです。当初予算の積算では、1万2767人に対して、22億2471万円の支給を見込んでおりました。11月に学校に調査を実施したところ、対象者が5013人増の1万7780人となることを見込まれたことから、学校の調査に基づき所要額も積算し、2月補正で5億6200万円余りを増額補正をしたところです。一方、最終実績としましては、対象者については補正の見込みよりさらに増加しまし

て、トータルで1万9367人と、対象者は増になったわけですが、支給額については25億5800万円余りとどまり、その結果は補正見込みを下回って2億2800万円余りの不用が生じたという形です。その主な要因としては、生徒数の増等が、広域通信制高等学校に通う対象生徒となっておりますので、その世帯収入の見込み違いによって生じたものです。この就学支援金事業については、世帯収入によって金額が異なるという面があります。また、世帯収入の確認自体は入学後に申請手続を行って、実際に課税証明なり、額なり、そういったものから収入を出しますので、また広域通信制の場合は随時入学生があるものですから、そういった補正を見込む時点で世帯収入に応じた適切な支給額を正確に見込むというのが難しかったということがあります。ただ一方、全体をカバーするために、ある程度低所得者を多めにとり、ちゃんと払えるように見込んだこともあって、その世帯収入の違いによって不用が生じたという形になっております。

以上です。

**○仲田弘毅委員** ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。総務部長、予算の管理をしていますから、行政サービスというのは、あくまでも少ない予算で最大の効果を出すというのが行政サービスのモットーだと私は考えております。そういったことも含めてですね、ぜひ末端まで行き届くような行政運営をやっていたいただきたいなど。

次に移りますが、同じく主要施策の5ページで、私たちの同僚委員であります花城委員もやりましたけれども、ワシントン駐在活動事業について質問をさせていただきますが、まずはもってですね、7214万円余りの予算で6900万円余りの決裁がされているわけですが、決算額の内訳について教えてくださいか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 御説明いたします。まず、ワシントン駐在につきましては、基地問題をはじめとする沖縄の課題に向け、基地問題に関する情報収集、発信を行っております。決算につきましては、まず特別旅費でございます。それが256万6905円で、委託料が6680万1195円。委託料の内訳としましては、ワシントン駐在の運営支援が3370万7526円で、駐在員の活動支援事業として3309万3669円となっております。

以上です。

**○仲田弘毅委員** そこにはワシントンコア社の委託料が入っていると思うんですが、それもうちょっと詳しく細かに報告できますか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 委託料の2件、約6600万円につきまして、ワシントンコアに委託しております。その中で、まずワシントン駐在の運営支援としましては、駐在の事務所の運営経費ですね、家賃だとか備品だとか、そういうものについての費用。あるいはFARA関連の業務、駐在員のビザ申請等に関する弁護士への相談料等についての業務がここに含まれております。さらに、ワシントン駐在員の活動支援事業で約3300万円ですけれども、これにつきましては駐在員の活動を実際に支援する業務と、専門家による米国側への働きかけへの支援、知事訪米の際の支援、車両代だとか会場使用料とか、そういうものが含まれているということでございます。

以上です。

**○仲田弘毅委員** もう一つ、例えば家賃が幾らとかですが、ワシントンというのは世界的に見て大変物価が高いところなんですね。ですから沖縄、あるいは本土と、そのワシントン事務所と比較する場合は、どうしてもそういったところの数字が必要になってくると思うんですよ。そこから、初めて費用対効果というのが出てきますので、ぜひ次はですね、そういったことも含めてお願いしたいと思います。ワシントンコア社の役割について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 先ほども御説明しましたように、ワシントンコアについては大きく2つの業務を行っていただいている、ワシントン駐在の運営支援につきましては、先ほど言いましたように、家賃だとかそういうものの支払いあるいは管理等を行っていただいていると。もう一つ、駐在員の活動支援のほうなんですけれども、駐在員の活動支援あるいは専門家を活用した支援というものですが、例えばワシントン駐在支援の内容としましては、米国での情報発信の支援として、ワシントン駐在のほうにニューズレターということで、現地のほうで沖縄の状況を発信しておりますが、その原稿を作成するものの支援だとか、駐在員の講演活動等の資料作成の支援、あるいはワシントンDCでの活動支援ということで面談の候補者に関する情報だとか、面談の設定、フォローアップ等、あるいはNDAAと呼ばれている国防権限法の動向とか、あるいは今、統合計画が進められているグアムへの移転の関連の情報収集、あるいは米軍関係の主要関係者の人事等の情報収集等を行っていただいております。さらに、専門家等による米国側への働きかけの支援として、沖縄県や駐在が発信する英語資料の推敲ですとか助

言、あるいは議員または補佐官との面談設定、フォローアップ等を行っているというところがございます。

○仲田弘毅委員 本県にはですね、海外における海外事務所があるんですが、何か所置かれていますか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部からワシントン事務所以外の海外事務所は商工労働部が所管しているとの説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 北京、上海等から、5か所置かれていますんですが、その海外事務所とですね、ワシントン事務所との違いは何ですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほど休憩中にも申し上げましたけれども、他の海外事務所につきましては、商工部のほうが所管をしております、ちょっとこちらで承知する範囲だけで申し上げますと、商工ですので、物産の展開だとか観光そういうものを中心に活動をしていると承知しております。一方、ワシントン事務所については、基地問題を中心に情報収集、情報発信等を行うということで設置されているというふうに承知しております。

以上です。

○仲田弘毅委員 まとめて質問をいたしますけれども、その海外ワシントン事務所でもですね、人件費が常に問題になってきているわけですが、その費用対効果の中で人件費が幾らかというのは、大変我々としては気になる場所なんです。総合トータルの金額は分かるけれども、今現在ワシントン事務所では何名働いて、その人件費のトータルというのは報告できますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 ワシントン事務所におきましては、所長が1人と、あと職員を1人配置して、合計県職員は2人。それと、現地採用の職員が1人の合計3人でやっております。人件費につきましては、これまで答弁させていただいておりますけれども、個人情報保護の観点から公表を差し控えているということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○仲田弘毅委員 これはですね、県の答弁書で毎回人件費に関しては個人情報保護条例に基づいて、プライバシーの問題があるから答弁できませんというのが答えなんですよ。そうなってくると、費用対効果の出しようがないというところもあるわけですよ。ですから、これだけ多額な県民の税金を投入してい

るわけですから、もうちょっとしっかりですね、県民に分かるような御説明をお願いしたいというふうに思います。委員長、そういうことを含めてですね、要調査事項でぜひ取り計らいをお願いしたいと思っております。

○又吉清義委員長 ただいまの提起のありました要調査事項の取扱いについては、明日10月16日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時20分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前中の冒頭説明の内容について、県警本部長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

宮沢忠孝県警本部長。

○宮沢忠孝県警本部長 午前中の会議で、冒頭、歳入・歳出決算の御説明の中で、2か所発言に誤りがございましたので、訂正をいたします。歳出決算の概要のところでございますけれども、収入済額というふうに発言したのですが、これは正しくは支出済額の誤りでございます。それからもう1か所、警察指導取締費というふうに発言したのですが、これが交通指導取締費が正しいということでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○又吉清義委員長 午前に引き続き、質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは、知事公室のほうに質疑をさせていただきます。

まず、地域対策調査費、成果報告書の4ページになります。この、特にですね、地位協定に関しての質疑をさせていただきます。これまで、いろんな各国で地位協定、調査されてきたと思いますが、過去の地位協定、そして、日本における地位協定の違いについて、総括して御答弁いただきたい。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

沖縄県におきましては、平成29年度から他国の地位協定調査を行っております。これまでNATOに加盟するドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスそして今アジア圏といいますか、訪問軍協定を結んでおりますオーストラリアとフィリピンで行っております。その中で、NATOに加盟する4か国におきましては、各国が国内法を米国にも適用し空域を自国で管理するなど、米軍の活動をコントロールしていることを確認しました。また、国内法の適

用や、空域の管理におきましては、オーストラリアやフィリピンにおきましても同様の状況となっているということが分かっております。これに対し、我が国では米軍に原則として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できないだけでなく、1都9県に及ぶ広大な横田空域を米軍の管理とするなど、調査した各国の状況とは大きな違いがあるということが明確になっております。

以上です。

**○当山勝利委員** ただあの、前年度に行く予定だった韓国がコロナウイルスのせいで行けなくなったということで、まあいまだに行くめども立っていないかと思えますけども、こちらの調査はどうされますでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** お答えします。

今年3月に予定されてあった韓国の調査につきましては、委員の御指摘のとおり新型コロナウイルスの影響により、外務省から渡航禁止勧告が出されている状況ですので、調査を延期している状況でございます。韓国も多分状況が変わってくるかなという感じもしますので、新型コロナウイルスの影響が落ち着き次第、韓国の調査っていうのは実施したい考えです。

**○当山勝利委員** 1点確認したいのは、この韓国の調査を終えてからこのまとめに入るのか、取りあえず韓国は置いておいて一行けるめどが立たないので、調査をまとめに入るのか、どういう方向で動かれますでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 29、30年度でNATOに加盟している4か国の調査を行いましたので、それについては欧州編ということで報告書をまとめております。その後、オーストラリアとフィリピンやりましたので、あと韓国を行った後で全体的なまとめということになるかと思えます。

**○当山勝利委員** となると、調査の結果がですね、しばらく遅れるような感じもしなくもないんですね。全国知事会のほうでも意見書が出るというような動きがあって、こちら辺はすかさずですね、沖縄県としても取り組む必要があると思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょう。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 全国知事会としてでも、地位協定の見直しに向けての動きが行われていて、30年の7月には全国知事会議で米軍基地負担に関する提言が全会一致で採択されているということでございます。その後の翌年7月の全国知事会議におきましては、玉城知事から同調査の報告、他国地位協定の報告等を行ったところ、米軍基地のない岩

手や長野県など6県からの知事からも地位協定の改訂等を求める意見が出されておきまして、それを受けて知事会長のほうから引き続きしっかりと対応していきたいと発言がなされたところです。それに基づきまして、全国知事会の事務局のほうで勉強会等をしているところですが、その際には県のほうからフィリピン、あるいはオーストラリアについての報告を随時行っているところです。現在、11月にこれもウェブ会議になる予定なんですけれども、全国知事会議が行われるということがありまして、そこでまた新たな提言ができればなということで調整を行っているということでございます。

以上です。

**○当山勝利委員** 今、お話ししました韓国の調査が終わってから全てが動くというのではなくて、今、既に動いている部分もあるということですので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思いますし、そういう動きをですね、韓国は韓国として、本当に先が見えないもんですから、そこはちょっと置いてでもまとめられるのはまとめて発信していくということも必要かなと思いますので、行けた後でまたその部分を追加するというのもできると思いますから、そこら辺は提言ということで、ちょっと検討いただければと思います。

次に、ワシントン駐在活动事業費なんですけど、先ほどあったので1点だけちょっとお伺いしますが、過去の総務企画委員会の中でですね、アメリカで活動をするだけじゃなく、アメリカからその要人なり、知識人なり呼んでですね、アメリカの現状を見ていただくという提言があったと思います。その提言に対して、今どのような活動をされていますでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** まず、米国からの招聘といいますか、それについては、1つは米国連邦議会の議員について沖縄の視察をしていただきたいというものでありまして、ただ、連邦政府の法律等がありますので、こちらが予算を持つというのではなくて、連邦議会議員の日本への公式訪問の一環として沖縄に来ていただきたいということを、ワシントン駐在のほう働きかけを行っております。これについては、引き続き行っていきたいと考えております。そのほか、連邦議員以外の方、有識者等につきましては、現在コロナの状況もありますので、なかなかそういう働きかけは難しいんですけども、昨年ですと、例えば万国津梁会議のほうでマイク・モチヅキさんという大学の先生が議員になっておられるとか、今年は日米地位協定のシンポジウムを行

う予定で予算は取っていたんですけども、そういう中でも、その地位協定の有識者等を海外から呼ぼうかという一ちょっとやはり今年その予算の執行は難しいんですが、と考えておりました。今後もワシントン駐在と調整しまして、その有識者のほうの招聘というのは検討していきたいなと思っております。

**○当山勝利委員** ぜひそこら辺もですね、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

次に、消防防災ヘリコプターについて伺います。まず、いろいろこれまで取り組まれていると思いますが、説明会とか事前ワーキンググループということでやっていらっしゃったと思うんですが、それについてまず御説明ください。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

これまで沖縄県は、消防防災ヘリコプターの導入に向けてですね、昨年度6月、全市町村を対象に意見交換会を実施しまして、その後、意見照会、意見聴取等を得て、3月には事前ワーキンググループということで開催しまして、消防防災ヘリの必要性、それから活動範囲、それから消防本部の隊員派遣だったり、費用負担だったり、こういったところについて説明してまいりました。導入そのものに反対の市町村はございませんが、この県の消防防災ヘリコプター導入推進協議会というものを設立する前に解決すべき課題があるとする市町村がございます。昨年度6団体だったのが、今5団体まで減少をしている状況でございます。また、現在は、当該市町村と個別の協議を実施しまして、課題とか今後の進め方について議論をしているところでございます。なので、引き続き全市町村から協議会設立の賛同が得られるように、協議を進めてまいりたいと考えております。

**○当山勝利委員** 分かりました。

これ、まだなかなか進まないなという感を持ってはいるんですが、ヘリ基地整備場所の候補地とか、また整備場所というのは決まっていますでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

ヘリ基地の候補地ですね、平成30年度に市及び村から推薦があった公有地、これを5か所調査しました。それから、昨年度は民有地の8か所を調査を実施したところです。結果なんですけれども、近隣には民宿の施設があるとかですね、住宅があるだとか、そのためにヘリの騒音、風害による周辺基地への影響が大きいというのがございます。あとは、電柱や鉄塔、斜面等によってヘリの進入経路に制限があるなど、全ての条件を十分に満たす場所というのは今は少ない状況にあります。そのため、引き続き調査を進めて、さらによい場所がないのか、調査の上で

ですね、適切な場所を選定していきたいというふうに考えております。

**○当山勝利委員** 分かりました。

ぜひそこら辺もですね、必要な場所ですということでもっと進めていただきたいと思います。それから、導入推進協議会の設立の前に、先ほども4つの課題が挙げられていましたが、その4つの課題における進捗状況ですね、御説明ください。

**○金城賢知事公室長** 先ほども担当課長からありましたとおり、消防ヘリの導入につきましてはこれに反対をするという市町村はございませんけれども、今御質問の課題の対応として、消防防災ヘリの活動範囲や活動内容等につきましては、先島や大東地域を含めた県全域としており、救急・救助活動や捜索活動のほか、台風時における情報収集と、そういった物資の輸送等を行うと説明をしており、運用ルートを示しながら理解を求めているという状況でございます。それから、2点目の県と市町村の費用負担につきましては、おのおの負担割合に今理解を求めるとともにですね、それらの市町村の負担軽減に向けまして、県財政当局とも調整を行いながら協議を進めているという状況でございます。さらに、消防隊員の派遣の在り方ということ及び市町村間の費用負担ということにつきましては派遣のローテーションと、それから、この負担割合につきましては、均等割や人口割等に基づいた費用負担といった検討のたたき台を示すということで、協議会の設立のですね、設置するワーキンググループにおいて他市町村と具体的に検討を行ってまいりたいということは御説明をしているという状況でございます。県としましては、引き続き全市町村から協議会設立への同意が得られるよう、しっかりと丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○当山勝利委員** これまでの質疑の中で、5つの市町村ですか、今のところ。いろいろまたそこで中身を詰めなきゃいけないところがあるというところで進められていると思うんですけど、この市町村の意向としては、もう前向きでこれを進めていただきたいというような方向で調整をして、その上でその協議会をつくってほしいということなんでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

導入そのものには反対しているわけではございませんので、その5つの団体については、課題となる部分がしっかり理解できれば前向きに検討いただけるものというふうに考えております。

**○当山勝利委員** 最後にお伺いしますけれども、この

事業ですね、はっきりと延びているような感じがします。やはり、いつまでにとというのは必要だと思うんですよね。いつまでをめぐりに事業を進められているかとされているのか、ちょっとお伺いします。

**○金城賢知事公室長** 沖縄県におきましては、先ほど御説明したとおり、この現在意見があった市町村との個別協議を行っているところをごさいます、今後、課題や進め方等について議論をしてみたいというふうに考えております。この個別協議が調った後ですね、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を設置をいたしまして、協議会の下にワーキンググループを立ち上げ、消防防災ヘリの運用や機体の仕様と、それから施設等について検討をしてみたいというふうに考えております。その後、手続としてヘリの発注と、それから基地の整備、航空隊の訓練等ございますので、消防防災ヘリの運航開始についてはですね、おおむね令和6年度頃をめぐりに進めてみたいというふうに考えております。

**○当山勝利委員** ぜひですね、そこら辺きちんと進められるように、詰めるべきところはしっかり詰めていただいて、県民の命と暮らしを守るためにも必要だと思いますし、島嶼県でありますから、先ほども何かいろいろな議論もあったと思いますが、そこら辺も踏まえていただきながら取り組んでいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、総務のほうの質疑にさせていただきます。ちょっと、総務部としてはやはり財政を預かる場所ですので、ちょっと大まかな財政の面から質疑をさせていただきます。

まず、自主財源が78億6000万円、それから一これ決算意見書でいうと14ページになるんですが、78億6000万円、3.3%の増となっておりますが、その要因についてまず伺います。

**○武田真財政課長** 自主財源が昨年に比べますと、約79億円ほど伸びております。その大きな要因としましては、令和元年度まで県経済が非常に好調でしたので、それを踏まえた法人税収入それから個人県民税の増、そういったものに伴う県税の増が大きな要因でございます。

**○当山勝利委員** 御答弁いただいたように、県税が増えているということなんですが、経常収支比率がですね、5年間推移を見ると、徐々に一上げ下げはありますけれども、増加している、増加傾向にあると思うんですね。つまり、硬直化しているようにも見えるんですが、ちょっとどういう御見解をお持ちかをお聞かせください。

**○武田真財政課長** 経常収支比率ですので、経常的

に得られる収入を分母にして、経常的に出る支出、それが分子という形になってきます。先ほど御案内したとおり税が増えていて経常的な収入が増えていますが、それ以上に経常的な支出である社会保障、それから人件費等、そういった義務的な経費の増嵩が税の伸びよりも大きいということから、経常収支比率が昨年に比べると率が増えているという傾向になっております。

**○当山勝利委員** 分かりました。

そういう中であって、ちょっと今回コロナのこともあってですね、次期の予算的には結構厳しい状況になりそうだなという感じはするんですけども、どういうふうにお考えですか。

**○武田真財政課長** 社会保障費の今後の増嵩も踏まえ、かつ、今のコロナ禍における県税の税収の見通しを考えると、来年よくなるということはなかなか考えにくいのかなと考えています。

**○当山勝利委員** 分かりました。

次年度の予算、結構予算繰り大変かと思えますけれども頑張ってください。よろしくお伺いします。

あと、歳出におきまして投資的経費が減少していますよね。これについて要因等についてお聞かせください。

**○武田真財政課長** 令和元年度の投資的経費が落ちております。主な要因は、ソフト交付金を活用したMRO一航空機整備基地、それから県立図書館の施設、そういった大型の施設が完了したことによって減になっております。

**○当山勝利委員** そうなると新しい投資的、そういう部分はなかったのかなという、やれたのかな、令和元年としてはなかったのかなという理解になっちゃうんですが、これはいいです。

次行きます。執行率についてお伺いします。

(款)でいうと、土木費が75%、農林水産が75.4%、それから総務費が86.8%と、ほかの(款)と比べてもちょっと執行率が低いように思います。一概に執行率が低いからいいか悪いかというのは別問題としてですね、このまず執行率って適正な執行率というのはあるのでしょうか。

**○武田真財政課長** 適切な執行率ってのはちょっと設定というのはなかなか難しいんですが、考え方としますと、予算は単年度主義ですので、その限られた予算を最大限活用するというのでいうと、100%の執行率というのが一番望ましい姿だと思っております。ただ、今委員がおっしゃられたとおり、土木費だとか農林費、そういったものにつきましては、中に公共事業費がどうしても大部分占めております

ので、どうしても用地取得の難航であるとか、関係機関との調整遅れ等に伴う繰越しというものが発生すると思います。それから、各部局の事業においても、入札に伴う執行残であるとか、補助金の実績減、そういったものを伴うということを考えますと、一定の不用額が出てくるので、なかなか100%というのは難しいのかなと思っております。ただ、県においては、執行率の向上には努めておりますので、引き続きその繰越金の圧縮、不用額の圧縮には取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 土木の75%とか農林の75.4%というのはですね、執行的には低いのかなという感覚は得るわけですよ。うまく工夫をしてですね、お金を使わなくて、同じような目的が達成できたらそれはそれでいいことだと思うんですけども、その意見書を見るとそうでもないようなパターンもありますよということもあるもんですから、そこら辺は財政を預かる部としてどのようにお考えですか。また、どのように御対応されますか。

○武田真財政課長 これまでも繰越額の圧縮に向けて、9月から繰越明許を取ったりとかですね、外部の力も借りて執行率を上げるような取組をしております。それから、不用額の圧縮についても、2月補正で減額補正をするなどして不用額の圧縮に向けて取り組んでおります。今後も引き続き、そのような取組を不断なく行うことで、執行率の向上には努めてまいりたいと思っております。

○当山勝利委員 分かりました。

成果報告のほうの10ページの総務のですね、デジタルアーカイブのほうについて伺います。まず、琉球政府文書のデジタルデータ化は、今トータル何簿冊できて、何簿冊インターネットに公開していらっしゃるのか伺います。

○下地常夫総務私学課長 琉球政府文書デジタル・アーカイブ推進事業についてお答えします。まず、このデジタル・アーカイブ事業については公文書館のほうで保管しています琉球政府文書約16万簿冊あるわけですが、そのうち主要なもの13万簿冊についてデジタル化を行い、インターネットで公開する事業となっております。これまで、令和元年度末までに約10万7000簿冊で82%ほど進捗しまして、インターネットの公開につきましては、個人情報等の関係で公開できないものを除いたものうち約4割、3万5500簿冊ほどの公開を行っているところです。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

あと、在米沖縄関係資料収集公開事業について伺

いますが、トータル何点収集されて、何点インターネットに公開されているか伺います。

○下地常夫総務私学課長 在米沖縄関係資料収集公開事業につきましては、米国の国立公文書館に所蔵されている沖縄関係の写真と動画を4万4700点を収集して、インターネットで公開する事業となっております。令和3年度までの5年間の計画となっておりまして、令和元年度末までの累計で1万2574点、約28.1%が収集されているところです。収集された資料については、個人情報等の審査と、あとホームページへの整備等を行うこととしておりまして、令和3年度に、今、公開する計画としております。

以上です。

○当山勝利委員 進められているところなんですけど、やはりインターネットに公開するということが最終的な目標かと思えます。これ令和3年度で終了する事業というふうに理解しておりますので、その琉球政府の文書なり、在米沖縄関係資料なり、全ての事業がこの令和3年度までに完了できるような進捗になっているかどうか、またなるかどうか、今現時点での御意見をお聞かせください、意見を。

○下地常夫総務私学課長 まず、デジタル・アーカイブ事業のほうですけれども、こちらにつきましては、まだデジタル化が進んでいない約2万3000簿冊ありますが、これを今年度、そして来年度の2年間でデジタル化して、デジタル化は終了する予定です。また、デジタル化されて公開する予定の8万5000簿冊ほどになるんですが、これは令和3年度までに公開する計画として順調に進んでいる形です。もう一方、在米関係の資料収集公開につきましては、令和2年度そして来年度でトータル約3万2000点を収集する計画としておりましたが、今回の新型コロナウイルスの影響もありまして、米国国立公文書館が今利用できない状況下で、収集ができない状況です。今後、そのコロナの感染拡大の状況等を踏まえながら、残りの資料収集には努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○当山勝利委員 今のお話を伺いますとですね、結構、その在米沖縄関係資料に関しては、収集さえもできない状況にあるということなので、厳しいのかなと思いますが、これはその先の話になるので、皆さんの考えとして伺いたいのは、完了しなかった場合、引き続きやっていくという、予算を取っていくということを考えていらっしゃるか伺います。

○下地常夫総務私学課長 こちらにつきましては、在米にある沖縄関係資料として、歴史的にも貴重な

ものとして、また県民のそういった理解を深めるためにも必要なものとして事業を進めているところで。仮に、事業のほうで滞ったとしても、何らかの形ではこの点数自体、4万7000点という形で把握はしていますので、収集に努めていきたいとは考えております。

○当山勝利委員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

そしてですね、公安委員会のほうの質疑をさせていただきます。非行少年を生まない社会づくりについて伺います。まず、スクールサポーターは何名配置されているか伺います。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

県警察では、学校生徒の健全育成と非行防止を図ることを目的に、平成16年度からスクールサポーター制度を導入しております。令和元年度は警察官及び少年補導職員、OB等を15名のスクールサポーターとして採用してまして、19校の中学校に配置している状況です。

○当山勝利委員 平成29年度はスクールサポーターが15名で、24の中学校だったと思います。今は19ですか。縮小をされているのか、それとも必要がなくなったのか、伺います。

○松崎賀充生活安全部長 お答えします。

令和元年度は平成29年と同じく、15名のスクールサポーターを採用してまして、県内11市町、19中学校に派遣しております。スクールサポーターの派遣先については、学校からの要請を受けまして、各警察署及び市町村、教育委員会等からの意見等を踏まえまして選定しております。今年度、スクールサポーターをより効果的に運用しようということで、必要性の高い中学校に重点施行した結果、19中学校へ派遣しております。

○当山勝利委員 分かりました。学校側のニーズとしてはどうでしょうか。19以上あると思うんですが、そこら辺、スクールサポーターの人数等を考えると、もう一つ必要かと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 スクールサポーター配置の効果に関係機関に説明しまして、理解を得て、引き続き増員を要請したいなというふうに考えております。

○当山勝利委員 頑張ってください。

少年犯罪について伺います。種類と件数、また近年の推移ですね、伺います。

○松崎賀充生活安全部長 令和元年中、県警察が検挙・補導をした刑法犯少年は521名で、前年と比べま

して208名減少をしております。マイナス34.8%。検挙・補導の内訳については、窃盗犯が381名と最も多くて、次いで粗暴犯の66名、風俗犯の13名、知能犯の10名、凶悪犯の7名、その他刑法犯44名となっております。刑法犯少年の検挙・補導人員については、平成17年に過去20年で最多となる2313名まで増加したんですが、その後、減少傾向となりまして、令和元年は521名で、ピーク時の平成17年と比べて1792名減少、マイナス77.5%減少しております。

○当山勝利委員 不良行為の補導件数も相当減っている、これの少年犯罪の件数も減っている。減っている努力をされているとは思いますが、一番こういうこと努力によって減ったという、何かありますでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 県警察では、不良行為の少年補導人員に占める中学生の割合が高いということで、従来の街頭補導活動に加えまして、複数回、補導をされる中学生を対象しまして、少年及び保護者への面接による指導等を行う。これは、中学生の再補導防止対策といたしまして、それを平成26年から継続して推進しております。また、少年の規範意識を高めることなどを目的に実施している非行防止教室とか、少年補導員等の少年警察ボランティアと連携した居場所づくりなどの立ち直り支援ですけど、そういった取組が複合的に効果を発揮したものと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 あと、最後になりますけども、子供たち、SNSを使って広域化しているんですね、そのつながりが。そこら辺に対して、どういうふうに関、県警察としては対応されていますでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 SNSの被害防止対策ですけど、県警察では、児童がSNS等に起因する犯罪被害に遭わないように、県教育庁等の関係機関や、サイバー犯罪ボランティア、民間事業者等と連携しまして、街頭補導及びサイバーパトロールによる被害児童の早期発見、保護活動。それとまた、テレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動。それと、児童生徒や保護者に対するSNS等の利用の危険性の周知と、フィルタリング利用の普及促進などの被害防止対策を強化しているところであります。

以上です。

○又吉清義委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今の当山委員と関連しまして、県警本部をお願いしたいんですが。私の場合、全体として今、沖縄県の犯罪の発生がどういう状況である

のかですね。そして、過去5年ぐらいから、どういった今日まで多いのか少ないのか、減少をしているのか増加しているかというところをお願いします。

**○宮沢忠孝警察本部長** 警察では、犯罪の発生状況に関して刑法犯認知件数というのを一つの大きなバロメーターということで見てございます。刑法犯認知件数でございますが、令和元年中は6514件ございました。これは年々減少してございまして、平成30年は6878件、平成29年は8047件、平成28年は8082件、それから平成27年は9463件ということでございます。今年も、今現在でございますが、ちょっと今手元に数字ないんですけども、前年に比べて減少しているという、そういう状況でございます。

**○仲宗根悟委員** この刑法犯の犯罪なんですけれども、以前、地域の青パトロールでしたっけ、いろいろ地域で中学校の父母会ですとか、あるいは公民館主体に出来上がって行って、地域は地域で見守りましようというのが、こう午前中にも仲田さんからあったような、ちゅらさん運動の一貫にも挙げられたことがあると思うんですが、この青パトが結成される団体が多くなる数、比例と、この犯罪が減るといんでしょうか、そういった関係というの、影響というんでしょうかね、あるんでしょうか効果が。成果というんでしょうかね。

**○宮沢忠孝警察本部長** このように、先ほど申し上げたとおり、年々犯罪が減少しているということは警察活動による取締りもございますが、委員が御指摘したような、地域における県民の方々による犯罪の抑止のための活動、御指摘の青パトも含めて、こういったものが相まって、減少につながっているという認識をしております。

**○仲宗根悟委員** ちなみに、米軍関係の犯罪というのはどういった傾向にあるんでしょうか。5年間で結構なんです。これは知事公室から。資料ありますか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** お答えします。

私どもが持っているデータで、米軍関係の刑法犯は、平成30年で31件、令和元年では32件というふうになっております。

以上です。

**○仲宗根悟委員** この資料は今の2年ですか。過去5年間。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 失礼いたしました。

平成27年から申し上げます。平成27年が34件、平成28年が23件、平成29年が48件、平成30年が31件で、令和元年が32件。

**○仲宗根悟委員** 傾向としては、多い年もあれば、

だんだん、だんだん、減っているというような認識でよろしいんでしょうか。今の数字の確認なんですが。結構です。ありがとうございます。県警にもう一度お願いしたいんですがね、これは先ほど午前中にもありましており、犯罪のほうは今、刑法犯なんですけれども、非常に犯罪が巧みといひょうか、座っていても犯罪ができるような、今の御時世になっていると。ネットを使つての知能犯ですかですね、そういったのが発生が起きていると。それに対応するために、皆さんもスキルアップを図らんと対応できないのかなというふうに思っています。その点について、どういう対策で臨まれていくのか、これまで元年度までなさってきた取組といひょうか、それをお聞かせいただけませんか。

**○宮沢忠孝警察本部長** 委員御指摘のとおり、現実社会、現実世界での犯罪と、それからサイバー空間を利用しての犯罪というのがございますけれども、サイバー空間を利用しての犯罪というのは、非常に増加傾向にあると申しますか、その脅威が増大しているというふうに認識をしております。こうした状況を踏まえまして、県警察においては、まず1つは職員の育成、サイバーについての知識、知見を有する職員を育成していくということに力を入れております。それから、そういうサイバー世界における犯罪に対しては、これいろいろと分析するための装備資機材というのが重要になってきますので、そういったものの整備。さらには、民間の方々に対する広報啓発活動、こういった活動を様々展開しているところでございます。

以上でございます。

**○仲宗根悟委員** さすがにこの知能犯、巧み、巧妙になっていますので、ぜひ知恵を振り絞ってですね、犯罪抑止のためにも、そしてまた頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

あと、知事公室のほうなんです。参考になるものを探せなくて、大変申し訳ないんですけど、災害時における台風ですとか、いろんな大雨ですとかですね、それに備える県民に対してのこの情報発信といひょうか、どういったツールを使つて、情報発信をなさっているのかですね、その辺をお聞きしたいんですが。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

災害時の情報発信なんですけれども、沖縄県防災情報システムというものを持っておりまして、これが、総務省が推進して、マルチメディア振興センターというところが運用しているLアラートに接続されております。これを通じて、自治体とかインフラ事

業者が発信する情報を、メディアさん—テレビ事業者やラジオ事業者の方々が取得して、地域住民等へ発信するということが可能になっております。

以上です。

**○仲宗根悟委員** 台風時にテレビから、テロップから、いろいろ避難場所ですとか、何々ゾーンはどこどこコミュニティセンター使っていますとか、いろいろ情報はあって、非常に助かるなというふうな思いがあります。ラジオもそうですよね。もう一つ、加えていただきたいというのが、地域にはコミュニティ放送局というのが沖縄県には19局ネットしているんだそうです。僕が住んでいる読谷村でも、24時間ずっと放送し続けて、今、台風の位置がどこにあるんだと、どこそこから避難が役場に来ていますよとかいうようなことを、どんどん、どんどん流し続けているんだそうです。この19局のコミュニティ放送局を、ぜひ今後ですよ、県も—これは提言で検討していただきたいんですが、ネットする環境の中に皆さんのツールの中に入れてほしいなと、考えてほしいなというところがありました。これ、コロナのときも、保健部の部長のほうにも、コロナの情報もこういったのを使ったらどうかというふうなことで、検討をしますというふうなお話だったんですが、ぜひ使わない手はないんじゃないかなというふうな思いがあったものですから、県との提携しながらですね、ぜひ進めていってほしいなと思うんですが、この件について、部長、公室長ありましたらお願いします。

**○金城賢知事公室長** 今、委員御質問のテレビ事業者、ラジオ事業者等のFM放送局ということでございますけれども、これにつきましては、総務省が推進して今、一般財団法人マルチメディア振興センターが運用するLアラートを通じてですね、自治体やインフラ事業者が発信する情報を取得し、地域住民等へ発信することが可能であるというふうになっております。沖縄県が構築をしております防災情報システムにつきましては、他都道府県同様ですね、Lアラートと接続をされており、市町村が発表する避難勧告等の情報が防災情報システムを通じて、自動的にLアラートを通じて、テレビ事業者等に伝達をされるという仕組みになっておりまして、県内のコミュニティFM放送局についてはですね、全19社が全てLアラートのサービスを利用しているというふうに聞いております。ほかのテレビ事業者等同様にですね、県からの災害情報等の発信をされているという状況にあります。それから、御質問のところ、保健医療部のところがございましたけれども、これ

につきましては現段階で教育庁においても既に利用をされておりまして、保健医療部においてこのLアラートを活用した形で情報伝達ということを検討するというのであれば、公室のほうからも働きかけて対応をしたいというふうに考えております。

**○仲宗根悟委員** 地域のこのコミュニティ放送局、結構聞いている人、多いですよ。ぜひ活用できましたらですね、御検討いただきたいなというふうに思います。

あと、主要施策の5ページ、ワシントン駐在員活動事業なんですけれども、午前中からもありましたけれども、平成27年度から始まった駐在員事業だというようなことで、私たち自身もですね、訪米しながら事務所も見学といいたまいますか、視察もさせていただいて、どういった内容が届けられているんだということはお聞きしました。そこで、要件が要件でしたので、アメリカのその連邦議会、あるいは国務省、それから国防省の役人の方々とも要請の中に加えさせていただきました。もちろん、基地関係、基地から派生するこの—当時私も米軍基地関係特別委員会に所属をしておりましたので、過去4年間は、もう1か月に1回委員会を開かんといけないぐらいの部品落下ですとか、あるいはヘリですとか、不時着がかなり、こう頻発に発生した。そして、空から物がこう部品が落下してくる現状なんだと。沖縄はこういう状況にさらされているんですよ。皆さん、日米間の同盟は進化をさせるというような意味で歩んでいるのかもしれませんが、片や陰に隠れたこの沖縄の専用施設の70%は、私たち県が担っているんだと。そこで起こる部分というのは、皆さん承知しているかというふうに聞きましたら、やはり情報としては、日本政府もそうですけれども、ワシントン事務所からもそういった情報は来ているんだと。どういった対応をしているのといったら、やはり現場の皆さんにですね、教育はもっと強化にして、事件、事故がないように、県民が安心して暮らせるように、訓練はそういう形でやりなさいというようなことを現場に言っているんだというような内容も聞いてきました。それからしますと、やはり過去に西銘知事から始まって、沖縄の現状をこう訴える訪米が、活動が繰り返されてはきたんですけども、いよいよしっかり直の声を届けられるという、このワシントン事務所の意味、大きさというのを私たち直に感じ取ったと。特に、先ほど、溜参事からあったように、その辺野古の問題提起が小委員会のほうで取り上げられたということは、もう画期的なことなんです。何か、変化が起こっていると。私たちはそういう

ふうに認識していますし、溜参事もそういうふうなお気持ちだろうと思うんで、そういう認識だろうと思うんですよ。ですから、この5年間、先ほど米軍のその発生状況どうなんだというふうなお話を聞きましたけれども、やはり何らかの沖縄の皆さん、困らせたらいけんよという声が直接、こう現場に届いているんだというふうに私も認識をしておりますので、このワシントン駐在員事業というのはですね、非常に大きな意味を私たちはもたらしめているんじゃないかというふうに思っているんですが、今について、どういうふうにお感じですか。どういうふうに認識していますか。

**○金城賢知事公室長** 委員から御質問のとおり、米軍人等による事件・事故あるいは航空機騒音と、それから環境汚染などの過重なこの沖縄県における基地負担の状況ですね。それから、辺野古新基地建設問題と、さらに基地の整理縮小を求める県民の民意というものにつきましては、やっぱり一方の当事者である米国政府に対して、沖縄県自らが直接訴えるということが非常に重要であるというふうに考えております。これにつきましては、県が設置をした有識者会議である万国津梁会議の委員からも、国内世論の喚起に加えて、米国政府への働きかけの重要性を指摘されているところではあります。こうしたことも踏まえ、県といたしましては、引き続き知事訪米に加え、ワシントン駐在員による、米国議会関係者や政府等への沖縄の米軍基地問題の解決の働きかけということと併せて、米軍に係る軍事情報のですね、情報の入手にも努めてまいりたいというふうに考えております。

**○仲宗根悟委員** さっき申し上げたとおりですね、今の現状、どうなんだということを、やはり私たちが発信をしていくんですが、直に直接ワシントン事務所にいる方々から、議会や、そして国務省ですとか国防省に届けられるというのは非常に大きなことだというふうに思うんですよね。西銘さんから始まって、歴代知事が訪米をしては、この持っている沖縄がこれだけこう被害を被ったことを、現状をどうかしてくださいというようなことで、こう来たわけですから、ようやくといいましようかね、やっとう直に届けられるような事務所が設置されて、どんどん改善に至るようなことがですね、今、私は起こっているというふうに認識しておりますので、ぜひ引き続きですね、頑張ってくださいたいというふうに思います。

以上、終わります。

**○又吉清義委員長** 西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** お願いします。

最初に、成果の報告で伺います。3ページの基地対策について。前年度に比べて、事件・事故どうなったんでしょうか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** お答えいたします。

令和元年の米軍の演習等関連事故件数は、例えばCH-53EヘリコプターやMC-130J特殊作戦機からの部品墜落事故をはじめとした、航空機関連事故が25件、普天間飛行場における泡消火剤の漏出が1件、原野火災が11件、その他が4件で、合計41件となっており、平成30年の61件と比較しますと、前年比でいくと67.2%となっております。また、警察の資料なんですけれども、令和元年の米軍人等による刑法犯、検挙件数は、北谷町における日本人殺人事件など計32件となっており、平成30年の31件と比較しますと、103.2%ということになっております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 前年度って聞いたんですけども、過去数年前から比べてですね、減ってきているということなんですか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 申し訳ないです。先ほど、MC-130Jの特殊作戦機からの部品墜落というふうに発言したようでして、部品落下事故の間違いでしたので訂正させていただきます。

それと、増減につきましては、先ほどもちょっとお話ししたところなんですけれども、年によってまちまちという形なので、必ずしも増加している減少しているというのは言いにくいかなというふうに考えております。

**○西銘純恵委員** 爆音や訓練被害ですね、これ四、五年前に比べてどうなんですか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 県と関係市町村で実施した令和元年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では19測定局中6局で、普天間飛行場周辺では13測定局中2局で、環境基準を超過しているという状況でございます。

以上でございます。

**○西銘純恵委員** 四、五年前に負担軽減って政府が言うので、どうなんですかという立場でお尋ねしているんですけどね。そういう爆音や訓練に対する被害は増えていると県民の認識があるんですよ。それはいかがですか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 国については、航空機の航空機騒音の規制措置等を設けていろいろな対策を取っているところなんですけれども、状況からしますと騒音が減少しているとはいわずらい状況にあるかなと思っております。

○西銘純恵委員 基準値を超えているというのが、何局もあるということは増えているということにはつながりませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 申し訳ないです。

ちょっと基準値を超えている局が前年どのぐらいあったかというのが、今ちょっと手元にございませんで、正確な状況が申し上げられないところでございます。

○西銘純恵委員 在沖米軍基地の維持管理費の推移を伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄防衛局の資料によりますと、防衛省地方協力局関係予算、沖縄関係予算については、平成27年度が約2040億円、平成28年度が約1736億円、平成29年度が約1772億円、平成30年度が約1788億円、令和元年度が約1943億円となっております。そのうち、いわゆる思いやり予算につきましては、沖縄防衛局によりますと平成27年度は約504億円、平成28年度は約526億円、平成29年度は約553億円、平成30年度は約547億円、令和元年度は約563億円となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 思いやり予算は増えていると。在日米軍は増えているかと思うんですけども、そのうち在沖米軍の割合、人数についてもお尋ねをします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 お答えいたします。

米国防総省の下部組織である国防人員データセンターというところが公表している在日米軍人数を見ますと、年によって増減はあるものの全体としては増加傾向にあると考えております。在沖米軍人につきましては、平成24年以降、非公表となっていることから、人員については現在のところ不明ということでございます。

○西銘純恵委員 在日米軍、分かりませんか。いや、さっき在日米軍も聞いたので。

○溜政仁参事兼基地対策課長 平成31年の在日米軍人数は5万7217人となっております。在沖米軍人数は、今まで直近で平成23年に2万5843人という数字がございます。

○西銘純恵委員 県が米軍及び自衛隊基地統計資料を出しています。平成23年と19年度の在日と在沖米軍の人数を伺います。これ、公表していますので。

○溜政仁参事兼基地対策課長 県が発行しています統計資料において、在日米軍人数は平成23年が3万6712人、平成24年が5万1997人、令和元年が5万7217人となっております。在沖米軍人数については、先ほど申し上げたとおり、平成23年が2万5843人と

なっているというところでございます。

○西銘純恵委員 平成23年、在日米軍何名でしたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 3万6712人。

○西銘純恵委員 在日米軍がこれだけ5万7217人に増えて、在沖の割合が70.4%ですよ。そしたら、それから推計して、今、在沖の米軍というのは人数が出るんじゃないかと思うんですが。

○溜政仁参事兼基地対策課長 確かに米軍専用施設面積につきましては、沖縄県は約70.4%を占めているということなんですけれども、ただその施設が、例えば訓練場であったり、飛行場であったり、あるいは司令部であったりと。使う人数というか、在籍している人数が様々ですので、必ずしもそれが一致するかどうかというのは、ちょっとよく分からないところであります。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から平成24年3月の県の統計資料にある在日米軍に占める在沖米軍兵力の割合70.4%を基に現在の比率を推計できるのではないかと指摘があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

溜政仁参事兼基地対策課長。

○溜政仁参事兼基地対策課長 失礼いたしました。

平成23年の在日米軍と在沖米軍の比率でいくと70.4%になっております、確かに。単純にですね、その数字で現在の在日米軍人数5万7200人を除しますと、約4万人ということになるんですけども、そこにつきましては、ちょっとどこの部隊が増えたとかって、そういう話が分からないものですから、その数字になるかどうかというのは、ちょっと承知してないということです。

○西銘純恵委員 基地外住宅に米軍人関係が結構入っていると、増えているんじゃないかと。それをですね、この数字から見てもね、増えているんじゃないかという、負担軽減、兵力を削減している在沖も一というものではない在日そのものが増やされているということをして、ましてや、負担軽減ということを言われている中で、沖縄県が実数をですね、実態をやっぱり政府に対しても求めるべきだと思います。いかがですか。

○金城賢知事公室長 西銘委員御質問の在沖米軍数について、平成24年度以降は非公表ということで、人数については県も把握はできないという状況にあります。これにつきまして沖縄防衛局の説明では、在日米軍人等の居住者数については、米側からの要請でですね、国際社会における米軍に対する脅威により、より厳しい配慮が必要だと、考慮が必要だと

ということで懸念が示され、2014年度以降は公表していないというふうに説明があります。県といたしましてはですね、一方でその在沖米軍人等の人数や基地外居住者等の詳細の情報はですね、これは基地対策を含む行政施策の基礎的な数値でございますので、重要な情報と考えておりました、これにつきましては日米地位協定見直しの中でも、この居住者数を明らかにするようというのを要望しているところでございます。

○西銘純恵委員 次、5ページのワシントン駐在費について伺います。そもそも、辺野古新基地建設がなければ必要のない経費だと私は思うんですね。これ指摘して伺います。これまでの活動の面談数の推移、お尋ねします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 推移でよろしいですね。御説明いたします。平成27年が190名、平成28年が291名、平成29年度が202名、平成30年度が102名、それで平成31年度が587名の合計1372名となっております。

○西銘純恵委員 連邦議会関係者との面談関係。

○溜政仁参事兼基地対策課長 連邦議会関係者との面談につきましては、平成27年が45名で、28年度が162名で、平成29年度が45名で、平成30年度が40名で、令和元年度が255名の合計547名となっております。

○西銘純恵委員 米國務省や国防省関係者に関する取組、伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米国政府関係者に対しましては、ワシントン駐在が直接面談の上、沖縄の状況を説明するなど、沖縄への理解と協力を求める活動を行っております。特に、在沖米軍の事件、事故が発生した場合は、知事からの在沖米軍司令官宛ての抗議文書等の内容を共有しているほか、沖縄県民の不安や沖縄県側が求めている内容等を直接説明し、意見交換等を行っているというところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 あと、先ほどありました情報発信や情報収集、その他県人会関係とのいろんな情報交換とかあったと思うんですけども、やっぱり平成27年からこれだけ活動を蓄積してきたという活動というのはですね、数的なもの、相手と会う数も増えているということが分かりますし、それで連邦議会での取組がやっぱり人数も増えていったということがありましたけれども、国防小委員会での取組、これが歴代初じゃないかと、沖縄問題が。それについて説明と、それと成果について伺います。

○溜政仁参事兼基地対策課長 2020年6月に下院軍

事委員会即応力小委員会というところが国防権限法案案を公表しております。それに、例えば沖縄県が要望していた普天間代替施設に関する条項が、それについて記載されております。詳細ちょっと申し上げてよろしいでしょうか。それによりますと、報告の内容としましては、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会はこのプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。よって、委員会は、国防総省長官に対し、下院軍事委員会に普天間代替施設に関する報告書を2020年12月1日までに提出するよう指示する。報告書には最低限、以下の事項が含まなければならない。(1)建設予定地地下のN値の検証結果を含む海底の詳細状況。(2)海底の地盤強化を含む懸念事項に対する改善案。(3)環境全体、サンゴ礁、そして特に海洋哺乳類などへの影響に対する解決策の提案などのパブリックコメントの機会を含むさらなる環境計画。(4)50メートルの海溝に関連する活断層及び海底地震の危険性の評価。(5)当該施設の軍事目的に鑑みた海底と地震活動に関する評価。」

以上であります。

○西銘純恵委員 今、辺野古問題で最も問題にされている部分が米連邦議会で話されたという、この意義というのはね、とても重要だと思います。ですから、ワシントン事務所というのは、もっとこれから強力に体制も強化すると。予算もかけて一気にですね、辺野古問題を解決するという立場でできるんじゃないかと思うんですが、御意見お願いします。

○金城賢知事公室長 西銘委員御質問のとおり、沖縄における過重な米軍基地の現状でありますとか、辺野古新基地建設問題、それから基地に反対する県民の民意というものをしっかりと沖縄県自らが直接訴えるということは、非常に重要なことだと考えております。ワシントン駐在につきましては、この平成27年の設置以降、1372名の連邦議員の関係者とか、政府関係者等に面談をしておりました、地道に今、こういった働きかけを継続した結果、ネットワークの構築も図っているという状況でございます。その結果として、先ほど担当課長からありましたように、米連邦議会の下院軍事委員会において、2021年度の

国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果などに関する報告書の提出を国防総省に求めるといった言葉も明記されるなど、これについては大変意義の大きいことだというふうに認識をしております。こうしたことも踏まえまして、委員御質問の、この駐在の体制強化につきましても、引き続き駐在活動を継続する中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 よろしく申し上げます。

次、総務部に行きます。成果はないんですけども、職員の関係で、職員の条例定数と実定員について伺います。

○森田崇史行政管理課長 現在、条例で定める職員定数は4584人、令和2年4月1日の実定員は4128人となっております。

○西銘純恵委員 行財政改革によって、何人削減されてきましたか。

○森田崇史行政管理課長 職員の削減につきましては、小泉内閣によるいわゆる三位一体の改革や、公務員制度改革に伴い、地方の行政運営の在り方についても、根本的な見直しが求められたところでございます。そのため、沖縄県知事部局におきましても、平成15年新沖縄県定員適正化計画を策定し、平成15年から24年までの10年間、事務事業の見直しなど、定員の適正化に取り組み、673人を削減したところでございます。

○西銘純恵委員 保健師や福祉士、心理士、ケースワーカー、そして農林水産関係の専門職、この皆さんどれだけ削減されたんでしょうか。

○森田崇史行政管理課長 先ほど申しました、新沖縄県定員適正化計画の始期平成15年と、現在令和2年度における定員管理調査の分類における定員は、次のとおりでございます。まず、保健師、平成15年125人、令和2年100人、25人減。ただし、保健師につきましては、那覇市が中核市になったことに伴いまして、保健所業務を移管しましたことにより35人減していますので、実質10人増となっております。それから、生活保護関係以外の福祉関係職、心理士それから生保のケースワーカー以外の社会福祉士につきましては、平成15年138人が、令和2年147人で9人増。それから、生活保護関係のケースワーカーにつきましては、平成15年44人、令和2年61人、17人増。それから、農林水産関係の専門職についてでございますが、まず獣医師、平成15年が132人、令和2年が129人で3人減。それから、農業等普及指導員が平成15年で163人、令和2年が91人で72人の減。それか

ら、農林水産技師が平成15年579人が、令和2年557人で22人の減というふうになっております。

○西銘純恵委員 増えたという形で話されたんですけど、八重山保健所とか、宮古保健所、医師が1人しかいないということですね、やっぱり厳しい状況にあるとかという現場の声はあるんですよ。今増やされたという定員の中には全て本職でよろしいんですか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から増員した中身は全て正職員かということを確認したいとの補足があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

森田崇史行政管理課長。

○森田崇史行政管理課長 はい、そのとおりです。

○西銘純恵委員 まだ、条例定数に比べて少ないと。そして、会計年度任用が1000名以上いるという状況の中では、コロナ禍の中で、本当に職員の皆さんが最低、県民の福祉向上のために働けるような人員を確保していただきたいということを要望します。

障害者雇用について、人数と雇用率を伺います。

○茂太強人事課長 お答えします。

令和2年6月1日時点の知事部局における厚生労働省が定める方法により算定した障害者数でございますけれども、119人の人数でありまして、実雇用ということでいえば80人という形になります。障害者雇用率になると2.20%となっており、今、法定雇用率が2.5%という状況を鑑みれば、未達成の状況であるということになります。

○西銘純恵委員 達成に向けた取組を伺います。

○茂太強人事課長 今、法定雇用率を達成できない場合は、国のほうから指示がありまして、翌年1月1日から12月31日までで、計画を策定することになっています。これは、2.20%という法定雇用率を達成していない、いわゆる不足数というものが算定されるわけですが、この不足数を全部埋めるような形で計画をつくることになっております。我々としては、具体的に今各部局において、非常勤職員の人数に応じて一定程度の枠をこの障害者の採用に充てることということで、各部局のほうに協力をいただいで進めているところであります。ただ、なかなかですね、障害者雇用というのはなかなか進まない状況がございまして、募集はしているんだけど、なかなか応募がないという状況もございまして、そうしたことから、我々としても、もうちょっと積極的に障害者を雇用したいという状況がありますので、例えば、障害者就業・生活支援センターとか、ある

いは就労系の障害福祉サービス事業所、そういったところに働きかけて幅広く障害者を発掘していきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 先ほど、職員のところ、すみません。全ての職員が年休を完全行使したときに、あと何人の職員が必要という計算になるかというのを、一度投げてはいるんですが、答えられたらお願いします。

**○茂太強人事課長** 年休の完全行使という観点でございます。まず年休の取得状況を説明させていただきます。年休については、毎年1月1日に20日分の付与をさせていただいております。令和元年、これは1人当たりの取得日数なんですけども、沖縄県知事部局では約14日という結果が出ております。全国の実態を見ると、その前年度、平成30年の全国値を説明させていただくと、14.3日ということで、全国4位でかなり高い取得率になっている状況でございます。

先ほど言っていた、この完全行使をすればあと何人の人員が必要かということなんですけども、この年休取得については、職員個人個人の考え方、業務の実施方法、あるいは進捗状況、そういったものを捉まえて取得するものですから、なかなかこう、いろんな要素を加味しないといけないということで、その人数をはじき出すのは困難というふうに考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 20日の権利があるけれども、仕事の状況で休めないというのは実態だと思いますので、やっぱりもう少し丁寧に職員を、定員ですよ、それは必要数を確保していくという立場でやっていただきたいと思います。

それで、9ページですが、所有者不明土地。戦争で不明地になったところ、沖縄県以外にありますか。

**○古市実哉管財課長** 全国的にも所有者不明土地問題はございますけれども、本県のように、戦争によって公図公簿等が焼失したことが原因で生じたものではないものと認識しております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 明らかに戦後処理の問題だと思うんですけど、1505筆残されているということですけども、当初の不明地から所有者を特定して返したというのはどれだけありますか。

**○古市実哉管財課長** 県管理の所有者不明土地につきましては、琉球政府から引き継ぎまして、これまでに279筆、14万3836.27平米を真の所有者に返還しております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 効果とか課題を書いていますけれども、本来ならば、所有者に返すけれども、やっぱり戦後もうどんどん日が、年数がたつほどね、所有者不明者を探すのは難しくなると。政府との話合いでは、私は何らかの形で所有権を明確にしていくということが必要ではないかと思うんですが、話の内容を伺います。

**○古市実哉管財課長** 県では、平成30年度に内閣府のほうで設置しました有識者検討会、それから、その下のワーキンググループにオブザーバーとして参加しております。同検討会では、令和元年5月に成り立ちました表題部所有者不明土地適正化法における登記官の探索で特定された所有者を登記簿に反映させる特例で対処すべきという方向で議論が進んでいるところでございます。また、昨年度の内閣府、市町村そして県との意見交換におきまして、県、それから市町村としましては、土地所有権を証明する書類や資料、証人等の確保が困難なことから、同法の適用では全筆の解消には至らないことを内閣府に意見してきたところです。現在、内閣府有識者検討会における議論を踏まえまして、市町村と意見交換等を行いつつ、同法を適用する場合の課題について整理を行っているところでありまして、早期の抜本的解決が図れるよう、法制上の措置、それから財政措置などの取組を加速し、また、抜本的解決に当たっては、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、国に強く求めていきたいと考えております。

以上です。

**○西銘純恵委員** 県民の貴重な財産という有効活用は、県所有地にしていくということも考えているのでしょうか。

**○古市実哉管財課長** 今の西銘委員のお話ですけども、これは10年前の23年4月の制度提言においても、その趣旨を国のほうに求めてきたところであり、その点も踏まえまして、今、その内容を整理しているということでございます。

以上です。

**○西銘純恵委員** それでは、最後に公安委員会。461ページのDV相談件数と宿泊補助の件数の推移を伺います。

**○松崎賀充生活安全部長** 一時避難宿泊費補助について説明いたします。県警察では、DVやストーカー等の人身安全関連事案における被害者等の安全確保の重要性を踏まえまして、被害者等の一時避難宿泊を運用しております。被害者等が一時避難宿泊した事案につきましては、平成28年度は8件22名、平成

29年度は13件35名、平成30年度は5件9名、令和元年度は8件16名となっております。一時避難宿泊につきましては平成28年以降、10件前後で増減を繰り返しているような状況です。

以上です。

○西銘純恵委員 相談件数も教えてくださいませんか。

○松崎賀充生活安全部長 相談件数につきましては、令和元年が152件で、令和2年が102件となっております。

○西銘純恵委員 DV相談ということで伺ったつもりなんですけど、宿泊の相談じゃなくて。

○松崎賀充生活安全部長 失礼しました。

DV事案の相談件数につきましては、令和元年が1082件、令和2年7月末現在が641件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 28年度からお願いします。

○松崎賀充生活安全部長 平成28年が686件、平成29年が764件、平成30年が923件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 DVそのものの相談がもう激増してきているというのが分かるんですね。それで、女性相談所のほうにもそういう相談は行っていると思うんですけども、やっぱり緊急避難ということで、県警が宿泊を予算化しているということなんですけれども、例えば子供を連れだしたり、同居しているこの夫のDVから逃れるということで、同居人ほかにもということで、多分28年度8件22名の宿泊をやったという先ほど言われたので、そういうふうなものなんだらうなと思います。ホテルはどこどこに確保されているんですか。離島にもそういうのはやっているんでしょうか。

○松崎賀充生活安全部長 離島とか県内各地に宿泊所は配置されているんですけど、その場所とかというのはまた秘匿性がありますので、回答を遠慮させていただきますと思います。

○西銘純恵委員 宮古、八重山にもありますか。

○松崎賀充生活安全部長 宮古、八重山にも配置されております。

○西銘純恵委員 もう一つ、ストーカー被害について、相談件数、そしてGPSの貸与件数お尋ねします。

○松崎賀充生活安全部長 平成25年度からでよろしいですか、ストーカー事案の相談件数は。

○西銘純恵委員 28年からでいいですよ、先ほどと同じように。

○松崎賀充生活安全部長 平成28年度の相談件数は

124件、平成29年は154件、平成30年度が117件、令和元年度が152件、7月末現在が102件となっております。

○西銘純恵委員 GPSの貸与もお尋ねしましたが、GPSの貸与件数。

○松崎賀充生活安全部長 GPSの貸与の状況について説明します。GPS機能付の緊急通報装置の貸与件数は、平成28年は4件、平成29年は3件、平成30年は9件、令和元年が1件となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 やっぱりストーカー被害は適切に対応しなければ、殺人にまで至るような本当に厳しい状況がある事案だと思っています。GPSを貸与するということは、いろんな意味で被害者がストーカー行為を受けたときにすぐ通報できるという体制だと思うんですけども、この通報を受けたとき、警察がどういう形で動くのかというのを説明いただけますか。

○松崎賀充生活安全部長 対応にもよるんですけど、GPSが作動したら、それによって被害者の位置が確認できるので、そこにいち早く捜査員を向かわして対応をするという形になろうかと思います。そのときに、被疑者等が押しかけ等々がありますね、離して被害者の保護を図って、やるというような訓練はされております。

以上です。

○西銘純恵委員 ストーカー件数、去年が152件だけど、今年は7月までに102件ということは、やはり結構コロナ禍で精神的にみんな厳しい状況にあるということで、もっと増えるんじゃないかということも危惧しますので、対応を頑張ってください。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも御苦労さんです。

まず、関連があるので、この成果報告書のワシントン駐在活動の問題から。ワシントン駐在の問題、そして知事訪米、この間の翁長知事、玉城知事、そして私たちも行ってきましたけど、私はアメリカの政府議会にね、大きな影響を与えてきたと、僕自身は強く思っているんですけど、もう時間ないんでね。特に、アメリカの議会関係にどんな影響を与えたかという点で、まず、議会調査局というのがあるよね。調査局に大きな影響を与えたと思うんだけど、直近の、そこで沖縄の問題についてどのように報告されているかお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 御説明いたします。

連邦議会調査局の報告書におきましては、これまで自衛隊との共同施設を含めた米軍施設の全国に占

める沖縄の比率が在日米軍施設の約25%というふうに記載されていたんですけれども、ワシントン駐在におきまして、沖縄の基地負担について、より明確に表現していただくよう働きかけてきた結果、2019年、去年の6月13日に公表された日米間の政治的及び軍事的協力体制に焦点を当てた日米同盟についての報告書では、沖縄は在日米軍専用施設区域の約70%を抱えているという、より正確な記載がなされたというところでございます。

以上です。

**○渡久地修委員** 沖縄県民の考えについて、どのように答えていますか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 同じレポートの中で、沖縄県民の考えは一枚岩には程遠いが、日米同盟をおおむね支持する者を含む多くの沖縄県民は、外国軍を受け入れる負担、特に犯罪、安全性、環境の悪化や騒音について懸念を抱いている。沖縄県民の間に存在するこれらの懸念により、沖縄における米軍駐留に関する長期的な展望は、日米同盟にとって依然課題となっているというふうに説明されております。

**○渡久地修委員** 議会調査局もこのようなものを出すようになったんですね。そして、先ほどあった国防権限法なんだけど、私たちも去年11月も訪米して、国務省、国防総省の高官とも会談もしてきました。議員にもお会いしてきました。先ほど、国防権限法というのがあったんだけど、ちょっと日本とのあれが違うんだけどさ、この下院軍事委員会、即応力小委員会というのは、これは議会の正式な機関ですよ、どうですか。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 御承知のように、連邦議会は上院、下院に分かれていて、下院の軍事委員会の下に、さらに小委員会として即応力小委員会があるということでございます。

**○渡久地修委員** そこに法案として提出されたということなんだけど、提出した提出者というのは分かるんだったら教えてください。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 同即応力小委員会の、カリフォルニア州選出の民主党議員ジョン・ガラメンディ委員長と、コロラド州選出の共和党議員であります、ダグ・ランボーン筆頭委員となっております。

**○渡久地修委員** ここにね、この委員会があって、もう法案として提出されたということで、先ほど西銘委員の質問に述べていたんだけど、その中でこの5つの項目調査をして報告しなさいということをやっているんだけど、その前にね、軍事委員会とし

て4つの重大事項を指摘しているわけよね、4つ。その4つ、ちょっとゆっくり説明してください。

**○溜政仁参事兼基地対策課長** 御説明いたします。

まず1つ目ですね、軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念するというのが1つ。2つ目に、軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。3つ目に、軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。4つ目に、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している、というものでございます。

**○渡久地修委員** これは沖縄県側が主張しているということじゃなくて、軍事委員会が辺野古の普天間代替施設の開発を懸念すると、軍事委員会が指摘したわけよ。2つ目には、このプロジェクトは大浦湾に悪影響を与えるということを軍事委員会が指摘したわけ。そして、3つ目には、軍事委員会は活断層とかいろんなのがあるから、注意するということ軍事委員会が指摘したわけよ。そして、委員会は、これはいろんな地質学者がこれは困難であるということを指摘しているということ、軍事委員会が指摘したわけよ。だからこれはね、僕は今までにないようなすごいアメリカの議会の中での変化だと思うんだよ。これはやっぱり、この翁長知事、玉城デニー知事の訪米、そしてワシントン事務所の活動がね、こういうふうな認識まで持っていったと思うんだけど、僕はこれを踏まえてね、残念ながら上院までなって最終的な採択には至らなかったけれども、初めて歴史上、沖縄の戦後の歴史の中で、初めてこういったのが指摘されたわけよ。これは自信を持ってね、もっとワシントン事務所よ、このいろいろ指摘はあるけどさ、その指摘を受けてもっと頑張らんといけないんじゃないの。どうね、公室長。もっと皆さん、もっと活動を広げないといけないって思うよ、どうですか。

**○金城賢知事公室長** 渡久地委員から御質問のあるとおり、政府が唯一の解決策として進めてきた、この辺野古新基地建設計画に対して、今、御指摘のとおり、米国の軍事委員会小委員会において指摘がなされているということについては、非常に意義のあることだというふうに思います。県としましては、この沖縄の米軍基地問題の解決というものについては、やはり日本のみならず、一方の当事者である米

国側に対して理解と協力を求めるということに併せて、米軍内における情報の収集等にも非常に重要だと考えておられて、そういったことも含めましてワシントン駐在というのを配置しているわけでございます。この駐在におきまして、過去5年間で1372名の米国の政府関係者でありますとか、連邦議会関係者と面会して、意見交換を通じて沖縄の正確な情報を伝えるという効果もあってですね、先ほど申し上げたところの軍事委員会における、残念ながら採択には至っていませんけれども、こういった動きにつながったというふうに理解をしております。そうしたことも踏まえまして、これまで構築してきた米政府関係者とのこのネットワークですね、こういったものとか、蓄積された情報を、現地駐在という強みを生かした形で、リアルタイムな情報発信でありますとか情報収集に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○渡久地修委員** 軟弱地盤の発見とかさ、そういったものであれば、私はもう建設はね、技術的にも不可能だと思う。それを、アメリカの軍事委員会が指摘したというのはね—そして、この日本政府の中でも元防衛大臣と経験者とかもいろんなことを発言しているからね、私は不可能だと思うので、もっともっと活動を広げていただきたいと。

次に、防災ヘリ。先ほどありましたけれども、防災ヘリの件ですけど、私、県議に当選してからずっとこの問題を取り上げてきました。ないのは佐賀と沖縄だけだよというの、ずっと当選してから一貫してやってきて。最初はね、これは非常に県は消極的でしたよ。消極的だったけれども、これは翁長県政になって、3年前かな、4年前かな、この導入を私は表明して、そして、大宜味村とか国頭地域からも陳情も出て、全会一致でもう採択されて、大きくね、急速に動いてきたという認識をしているんだけど、県が最初に導入を表明したのはいつですか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

導入を表明したというかですね、29年度に調査検討事業というのを起こして調査を行いまして、その年度、調査の結果として、導入推進に向けて県と市町村が協議していくことが望ましいという結論を得たところでございます。

**○渡久地修委員** これは、ここにいる総務委員会所属の先輩方もあれしているけどね、ずっと長い間—最初はね県は消極的だったけれども、そういう経過を踏まえて、3年前にそういう表明をして急速に動いてきたということなんです。それで、当初からね、市町村との合意が大事だよと、市町村の合意。当初

はね、得るのが大変だと言っていたんだけど、先ほども答弁あったけれども、市町村は、皆さんが一生懸命頑張って今も反対しているところはあるの、ないの。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

今、導入そのものに反対している市町村はございませんで、導入に向けてこの導入推進協議会というものを設立しようとしているんですけども、その設立に向けては、先ほど述べた4つの課題があるということで、今、5つの市町村と協議を行っているところでございます。

**○渡久地修委員** でね、まだ合意に至っていないという市町村というのはあるんですか。反対はしていないけれども、はいということでの合意に至っていないところ、何か所ありますか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 5団体でございます。以上です。

**○渡久地修委員** それで、この5団体というのはね、これいろいろあると思うけど、一番大きいのはね、私は消防士のやっぱり出向というのか、この問題だと思うんですけども、どうですか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** この5団体全てがその4つの課題を課題として挙げているわけじゃなくて、市町村にやっぱり濃淡がございます。離島の市町村だったり、それから、本島内でこの費用負担の問題だったりを挙げている市町村。それぞれの事情もってですね、課題として挙げているところでございます。

以上です。

**○渡久地修委員** この消防防災ヘリに関しては、陳情もさ、全会一致で採択されて、県議会も与野党関係なくみんな一致して推進してきてさ、ここまで持ってきて皆さんも頑張ってきているから、ぜひこれは早急にね、やれるようにしてください。そこで、この僕は一番問題だったのは、やっぱり消防士の充足率だと思うわけよ。前、僕が取り上げたときに、平成23年だったかな、そのときの消防というのはね、充足率53%だったんだよ。1500名足りなかった。1326名不足していた。今は何%ですか、不足は何名ですか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 消防職員の充足率についてですけども、平成31年4月1日現在ですね、沖縄県は63.1%となっています。全国平均の78.3%より低い状態ではありますが、前回調査が平成27年となっております、このときが61.9%でした。1.2ポイント上昇しまして、都道府県順位については47位、最下位だったんですけども、この時点で42位に上

がっております。また、不足数については、現在その算定数が2577に対して、整備数が1625、差が952名ということでございます。

**○渡久地修委員** 10年前から増えてはいるけれども、まだまだ。先ほど、最下位ではなくなったと言うけどさ、まだこの63%というのはね、これはね、憂うべき状況だと思うので増やすためにうんと頑張ってください。それで、私はこれまでね、なぜ増えないのかと言ったらね、やっぱり市町村の条例で決めた交付税措置のもんだから、市町村なかなかね、いろんな財政事情で増やし切れていないと。それで、この消防士の定数は警察と同じように、政令定数で定めて、国が政令で定めて、それに基づいて市町村が条例で配置して、お金は、人件費は国がちゃんと措置するというものに変えないと駄目だということを提案したんだけど、その取組はどうですか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

以前、そのような趣旨の御質問をいただきまして、過去の答弁においては、消防庁や九州各県と意見交換をしていきたいというふうにお伝えしたところで、消防庁へ情報収集を行ったところ、これまで他の都道府県から同様の提案が出たことはなく、また消防組織法において、消防職員は市町村が条例で定めることとなっているため、法令上難しいとの意見があったところでございます。

**○渡久地修委員** 公室長、これ全国からある、ないじゃなくてさ、沖縄は最下位だったわけよ。とにかくもう消防士の充足率を満たすために、これ正面から受け止めて、研究して提案するなら提案する。そうしないとね、100%にならないと思いますが、いかがですか。

**○金城賢知事公室長** 県民のですね、生命・財産、それから安全・安心な暮らしということで申し上げますと、やはり消防力の強化というのは非常に重要だというふうに考えております。一方で、消防職員の確保については、市町村が一義的に責任を負うということでございまして、県としてはこれまで様々な機会を通しまして、消防職員の増員など消防体制の充実強化を働きかけたところでございます。今後とも、消防力の計画的強化について市町村とも連携し積極的に取り組んでまいりたいと考えております。委員から御提言のありましたこの件につきましては、少し内部で研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○渡久地修委員** ぜひ、研究してね、沖縄から提案していただきたいと思います。

次、不発弾。不発弾のですね、この処理件数、避難を伴う件数、避難人数、この10年間の推移が分かれば教えてください。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

本県における過去10年の不発弾処理の件数は合計で6811件です。そのうち、住民避難を伴う現地処理の件数が445件となっております。避難対象世帯数ですが、合計で3万5435世帯、対象住民数が9万1775人となっております。

**○渡久地修委員** 避難に伴う経済的損失というのを教えてください。

**○石川欣吾防災危機管理課長** これまでに知事公室において、不発弾処理における、この住民避難による経済損失というものは試算したことはありませんが、不発弾等処理については県や市町村並びに県民にとって大きな負担となっているものと考えております。

**○渡久地修委員** 最近ので、例えば避難の際にモノレールも止まったとか、病院とか介護施設とか、そういう避難もあったのかどうなのか教えてください。

**○石川欣吾防災危機管理課長** モノレールですけれども、令和2年8月2日に那覇市で行われた不発弾処理において、沖縄都市モノレールが一時運休となっております。また、過去においてですが、平成30年12月16日、それから平成26年6月17日、平成21年9月13日及び平成19年10月21日にも運休しておりまして、これまでに合計5回不発弾処理によって運休をしております。

**○渡久地修委員** 私たちは、不発弾処理は全額国の負担で行うべきだと思うんですけども、県の立場はどういう立場ですか。

**○金城賢知事公室長** 不発弾のこの処理につきましては、委員御指摘のとおり、戦後処理の一環として国の責任による積極的な対策を講じる必要があると考えておりまして、県といたしましても、国に対し、国と地元の役割分担を全般的に見直して、この事業を今後は国直轄で事業とするということで、不発弾処理の充実強化及び早期の処理を図っていただきたいということ、そういった沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫で負担すべきであるということで申出を行っているところでございます。

**○渡久地修委員** 今まで処理に関しては、国に全額負担を求めるけれども、経済損失についてはね、求めたことがまだないのよね。だから経済損失についても、例えば、このどっだけ経済損失があったかというのはね、やっぱり算出しないといけないんじゃない

ないの。そうしないとね、これ当たり前になったらいけないと思うよ。どうですか。

**○金城賢知事公室長** この経済損失については、補償の根拠をどこに求めるか、あと算定の方法等も含めてどういった形ではじけるのかも含めて、非常に難しいところがあるというふうに考えているところでございます。

**○渡久地修委員** 僕はね、ぜひ経済的な損失はね、出すべきだと。僕も今回は提案しておきます。それで避難もね、市議会時代でもずっと取り上げて、6メートルの穴を掘って、それからライナープレートというのを張って、避難範囲を半分に縮めたということをやったんだけど、この委員会でも前、提案したことあるけれども、もっと縮めるという、耐爆チャンバーというのか、大きな爆発しても大丈夫のあれも国がやっぱり導入すべきだということも提案したけど、その後どうなりましたか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

耐爆チャンバーですけれども、5インチ艦砲弾の信管の現場処理ですね、ディアマ処理において、従来の強固なライナープレートに変えて用いることで、処理後建設やそれに伴う事務手続等が削減され、迅速な安全処理が行われる可能性があるものというふうに私どもも認識しております。現在、沖縄総合事務局が事務局となっております沖縄不発弾等対策協議会専門部会ワーキングチーム、これにおきまして、耐爆容器の安全性、または耐久性などの様々な課題について検証をしているところであります。

すみません、もう一点。先ほどの答弁の中ですね、モノレールの運休のところ、平成26年6月17日と申し上げたところが、平成24年6月17日の間違いでありますので、読み間違いでありますので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

**○渡久地修委員** 次にね、この歳入資料の自動車税。これは自動車税の米軍の減免している額、そしてこれはいつから始まったのか教えてください。

**○喜友名潤税務課長** 米軍構成員等の私有自動車に対する自動車税は、日米地位協定の規定に基づきまして、日米合同委員会において合意された税率によって課税することになっております。日米地位協定は昭和35年に発効しておりまして、沖縄県においては昭和47年の復帰当時から、当該合意税率により課税しているところであります。

**○渡久地修委員** 直近でどんだけまけているの。

**○喜友名潤税務課長** 令和元年度の定期賦課における米軍構成員等の自動車税の調定額は、件数で2万

4367件、税額は3億9万円となっております。これを地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額を算出いたしますと9億6645万円となり、その差額は6億6636万円となっております。

**○渡久地修委員** 昭和47年から一この差額分を47年から合計すると幾らになりますか。

**○喜友名潤税務課長** 復帰後、昭和47年から令和元年度までの48年間の差額の累計額は約291億5670万円となっております。

**○渡久地修委員** 290億円も米軍にまけてやっているということはあるんだけどね、これしっかりね、やっぱり課税すべきだと思うんだけど、公室長、県はどのような取組をやっていますか。ごめん総務か。

**○池田竹州総務部長** こちらにつきましては、涉外知事会もですね、連携しまして、いわゆる国内と同一の税率で課税するように連携して取り組んでいるところでございます。また、軍転協などでもそういった要請を入れているところでございます。

**○渡久地修委員** 軽自動車税はどんだけ減免されていますか。

**○喜友名潤税務課長** 軽自動車税につきましては、企画部の所管でございますが、企画部から提供してもらった資料によりますと、米軍構成員等の軽自動車につきましては、地方税法に定める標準税率とは異なる税率が適用されております。そのため、令和元年度の米軍構成員等にかかる軽自動車税を試算いたしますと、約758万円となっております。これを標準税率で適用をして試算いたしますと、2330万円となり、その差額は1572万円となっております。これは、令和元年度で計算したものです。

**○渡久地修委員** ぜひね、これしっかりと課税されるようにね、ぜひ頑張ってください。

あと県警。ストーカーの相談件数、結構あるんだけど、しっかりと対応をされているかどうか。

**○松崎賀充生活安全部長** ストーカー対策についてお答えします。

ストーカー事案につきましては、社会生活の変化とか各種機器の発達等によって、新たな形態が発現しまして、これに対処してきたところであります。その反省、教訓等を踏まえまして、全国警察でそのような事例について共有しまして、的確な対処策などを積み重ねてきたところであります。県警では、引き続き日々の事案等を検証しつつですね、関係機関等との連携して被害者等の安全確保を最優先に、加害者の検挙とか、警告などの行政措置により、被害拡大防止を図るなどの適切に対処してまいり所存であります。

以上です。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時40分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩前に引き継ぎ、質疑を行います。

國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 よろしくお願ひします。

私、知事公室のですね、主要施策成果報告のほうで質問したいと思います。1ページ、国際災害救援センター設置、新規事業とありますけれども、説明を見ると、本県の有する不発弾処理の知見あるいは台風対策の知見を国内外に貢献することを目指しとあるんですが、ちょっと事業内容について御説明をお願いします。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

この国際災害救援センター（仮称）ということですけれども、こちらはハード整備ではなくてソフト的な支援を目的として検討しているものでございます。そういう意味で昨年度については2か所海外を調査すると、そういう目的で費用を計上させていただきましたものです。

以上です。

○國仲昌二委員 この説明、事業の目的というのはすばらしいと思うんですけれども、下のほうに行くと、課題が多いというような指摘をしておりますけれども、ちょっとこの辺についての説明をお願いしますか。

○石川欣吾防災危機管理課長 お答えします。

令和元年度についてですけれども、人材派遣や研修実施に係る課題整理、事業可能性の調査等を行ったものでございます。まず、不発弾処理についてですけれども、カンボジアに出向きまして現地調査を実施したところなんです。こちらでは不発弾等の起因となる戦争などの時期や現地の状況、それから使用された兵器の種類、こういったものが大きく異なっており、本県の磁気探査技術の活用については、さらなる検討が必要なものと考えております。それからもう一つ、アジア諸国の台風対策に関する情報収集ですけれども、フィリピンの支援の実績がある、高知大学国際連携推進センター、こちらのほうに出向きました。東アジア諸国については台風以外にも、水害、火山といった多くの自然災害にさらされておりました、近年国際的な防災枠組みの中で、世界の各国から援助や支援協力として、資金とか技術の支援が集まっております。防災インフラの整備が進んでいるということと、しかし防災啓発についての災

害リスクに対するガバナンスの強化については課題となっていること、こういったことが分かりましたので、令和2年度、今年度ですけれども、JICAとか高知大学の国際連携推進センター、こちらと連携しまして、台風対策等の研修を実施しまして、当該研修を通してアジア諸国のニーズ、保有する知見のマッチング、こういったものを調査して、貢献の在り方について鋭意検討を進めていく予定としております。

以上です。

○國仲昌二委員 執行率が44%しかない。額は小さいんですけど、執行率が出ていますけれども、この辺の要因というのはどういうことなんでしょうか。

○石川欣吾防災危機管理課長 先ほど申し上げましたとおり、2か所海外調査を行う予定でしたが、先ほどのカンボジアについては実際できたところなんですけれども、フィリピンについて、実は予定していたんですけれども、令和2年1月初旬に本県で豚熱が発生しました。また、1月にフィリピンの火山―ルソン島の南部、タール火山が噴火しましたですね、現地対応が困難ということになりました。現地の国際空港の運航が停止したと。そういったこともあって、急遽、先ほど申し上げた高知大学、こちらのほうに出向くことになりましたので、特別旅費、こちらは半分使うことがありませんでしたので、それが不用額になっていると、そういうものでございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

もう一つ、7ページのほうですね。これ先ほどから出ているんですけれども、消防防災ヘリの導入推進事業。これはいろいろ質問があつて答弁もいただいているんですけれども、平成29年度からということなんですけれども、この進捗状況、予定どおりなのか、遅れているのか、あるいは進んでいるのか、ちょっと御説明をお願いします。

○石川欣吾防災危機管理課長 平成31年、要は令和元年度なんですけれども、こちらのうちに、できれば全41市町村の合意形成を取りまとめて、整備に向けての事業に進むという予定ではあったんですけれども、今現在5団体と個別調整を行っている状況にございまして、これがまとまれば、次に向けて進めるものというふうに考えております。

○國仲昌二委員 その5団体となかなか合意できないというのが、活動範囲であつたり、あるいは消防からの職員の派遣、費用負担とかいうものは説明がありました。令和元年度ですね、これも執行率を見るんですけれども37%、なかなか事業が進んでいな

いような執行率となっております。この課題ですね、この5市町村と合意に向けて、どの程度といいますかね、要するに2年度でもう合意できるというふうに見ているかどうかというのも含めて、感触をちょっと教えていただけますか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 5団体のうち2団体について、今、事務レベルの調整をさせていただいているところなんですけれども、割と前向きな回答もいただいているところですので、この調子でちょっと進めたいなと我々は思っているところです。ただ、相手がいるものですので、順調にいくという明言はできませんが、私たちとしては前に進みたいというふうに考えております。

以上です。

**○國仲昌二委員** いや、これは非常に大事な事業だということで、また全国的に沖縄だけがまだ導入していないというのがありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

知事公室のほうには、ちょっと要望をして終わりたいと思いますけれども、先ほど台風時あるいは災害時のコミュニティーFMの活用の質問がありましたけれども、それで、それについてはLアラートを活用して、そのコミュニティーFMさんも活用していますよというのがあったんですけれども、私の要望は、これもっと踏み込んでですね、コミュニティーFMの非常にいいところというのはエリアが非常に一コミュニティーというぐらいですから、あれがあって、非常に住民に身近な情報が発信できるというのはすごくいいと思うんですね。これは一義的には、多分市町村の対応になるかなと思うんですけれども、例えば、台風時ですね、例えば台風時だとすると、近くの病院はどこが開いていますとか、あるいは学校はいつから再開しますとか、あるいは避難の状況はどうなっているとかという、身近なものが発信できるというのがコミュニティーFMのいいところだと思うんですよ。ただ、市町村単位でやるとなっても、このFMというのは複数の市町村のエリアを持っているようなところもあると思うので、ぜひ県のほうがですね、また市町村と連携をして、この災害時、あるいは台風時のコミュニティーFMの活用についても積極的に取り組んでいただきたいなというのを要望したいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。次は、公安のほうのですね、一般会計の歳入決算状況のほうで質問したいと思います。1ページのほうでお願いします。私、初めての決算でちょっと分からないところがあるので教えていただきたいと思いますが、

まず、よろしいですかね。(款)の使用料及び手数料の警察使用料というのがあるんですけども、これの中身、内容を教えていただけますか。

**○岡本慎一郎警務部長** お答えいたします。

使用料及び手数料の中の警察使用料につきましては、(節)土地使用料と(節)建物使用料に分かれています。このうち土地使用料のほうにつきましては、電力供給のための電柱ですとか、支柱の設置などに伴いまして、電力会社などが支払う使用料となっております。そして、建物使用料のほうは、警察官待機宿舎の使用料ですとか、自動販売機の設置などのための建物使用料でございます。

以上です。

**○國仲昌二委員** 土地は電力会社などの使用料、建物は販売機などという話でしたけれども、これで収入済額が4000万円いっているんですけれども、これは電力会社のその使用料の内訳というのかな、これはどういったものですかね。もう一度すみません、お願いします。

**○森本直樹会計課長** お答えいたします。

先ほど御説明をしたとおり、土地使用料というのは電力会社の電柱や支柱の設置に伴うものでございます。内訳といたしましては、土地の使用料につきましてははですね、約11万7000円程度でございます。大半がこの建物使用料でございます。一番この中で割合が多いのは、先ほど申しあげました待機宿舎、いわゆる宿舎料でございます。警察職員が入居している宿舎の宿舎料、これが割合としては非常に大きくなってございます。

以上です。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。それでは、その下のほうの手数料、警察手数料について御説明をお願いします。

**○岡本慎一郎警務部長** お答えいたします。

警察手数料につきましては、(節)パーキングメーター作動手数料というものと、(節)自動車保管場所関係手数料に分かれます。このうち、まず前者のパーキングメーター作動手数料と申しますのは、那覇市内と沖縄市内に設置されておりますパーキングメーター68基あるんですけれども、こちらの作動手数料と、そして那覇市内に設置されているパーキングチケット1基のチケットの発給手数料であります。そして、もう一つの自動車保管場所関係手数料と申しますのは、いわゆるワンストップサービスで車庫証明の電子申請、これに係る手数料となっております。

以上です。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。

次にですね、2ページのほうをお願いします。  
2ページのほうの諸収入のほうですね。その中の  
(項)の延滞金、加算金及び過料の中の過料、この  
過料についての説明をお願いします。

**○岡本慎一郎警務部長** お答えいたします。

諸収入の中の延滞金、加算金及び過料、このうちの  
過料につきましては放置駐車車両違反金というもので  
ございます。この放置駐車車両違反金と申しますのは、  
平成18年6月の改正道路交通法の施行によりまして  
開始された放置駐車違反取締り制度によりまして、  
放置駐車違反と認められる違反車両の運転者が、  
警察に出頭しない場合ですとか、放置駐車違反として  
の反則金を納付しないときなどに、運転者の責任を  
追及できない場合に、その車両の利用者に対して  
違反金の納付を命じる、こういうものでございます。

**○國仲昌二委員** これは駐車違反のことですか。

**○岡本慎一郎警務部長** はい、御指摘のとおりです。  
一般にそのように理解されているものというふうに  
考えていただいて結構です。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

それでは、その下のほうに行くと、(項)の雑入の  
ほうの(目)弁償金。これについての説明をお願いします。

**○岡本慎一郎警務部長** お答えいたします。

雑入の中の弁償金につきましては、留置人等弁償  
金というものと、交通切符弁償金に分かれます。

このうち前者の、まず留置人等弁償金であります  
けれども、こちらは警察拘禁費用償還規則という法  
務省令がございまして、これによって、法務省が警  
察留置施設において収容している被留置者に要した  
経費、これは食料費ですとか、光熱水費などです  
けれども、これを法務省が負担するもの。それから、  
警察庁と厚生労働省との麻薬・覚せい剤に関する犯  
罪の捜査に関する協定に基づいて、沖縄県警察本部  
と厚生労働省の九州厚生局沖縄麻薬取締支所との覚  
書によって、厚生労働省が麻薬取締りのために警察  
留置施設において収容している被留置者に要した経  
費、これも食料費ですとか、光熱水費などになりま  
すけれども、これを厚生労働省が負担するもので  
ございます。そして、もう一つの交通切符弁償金であ  
りますが、こちらは、交通切符及び少年事件送致書  
に関する協定書というものによりまして、交通切符  
などの作成に要する経費は、那覇地方裁判所と那覇  
地方検察庁、そして沖縄県警察本部の3者でそれぞ  
れ負担しているところでありまして、このうち  
警察本部以外の機関が負担する分を県歳入として

受け入れて計上しているという、こういうもので  
ございます。

**○國仲昌二委員** 分かりました。

ちょっと確認しますけれども、この駐車違反で過  
料という収入が入ってくると。それから、交通切符  
というのは多分交通違反だよね。それで、弁償金と  
いう形で入ってくるという、この2つの歳入の(目)  
というのは、その2つの収入で、大体幾らですか1億  
9000、2億円近いですね。それぐらい入っている  
という理解でよろしいでしょうか。

**○岡本慎一郎警務部長** はい、そのとおりです。た  
だ、1点補足させていただきますと、いわゆる駐車  
違反に関していえば、反則金が別途納付されてい  
る場合もあり得ますので、先ほど申した過料とい  
うのは反則金を納付しないときなどに、歳入とし  
て受け入れることになるものでありますので、補  
足させていただきます。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。

同じく公安のほうですけども、今度は主要施策の  
ほうでいきたいと思えます。471ページ、サイバ  
ーセキュリティ対策。先ほどから質問が出ている  
んですけども、まず、このサイバーセキュリティ  
のをちょっと確認したいんですけども、472  
ページのほうに事業の効果・課題というのがあ  
って、その(2)のほうで、サイバー犯罪対策  
事業というのがあります。これ最近、宮古のほう  
で爆弾予告というのがあって、これがインターネ  
ットとかでホームページに入ってきたとかとい  
うのがあって、大騒ぎな事件があったんですけど  
も、これ(2)のあれだと、その犯罪に使用され  
たパソコンやスマートフォンの解析を行うとい  
うような事業の説明ですけども、こういった、今  
、宮古の爆弾予告みたいなものも、この事業に  
入っているんでしょうかね。

**○松崎賀充生活安全部長** お答えします。

事業に入っているかということなんですが、対象  
といいますか、そういった事案が発生した場合に、  
高度なテクニカルアドバイザーみたいな、教授  
とかがいましてですね、そういったものの委託料  
とか、そういったものには入っています。

**○國仲昌二委員** 最近、宮古であったということ  
で、すごい私も関心を持っていたんですけども、  
その中でですね、いろんな事業があって、今、  
472ページの一番下のほうの(4)番目に職員  
費とあって、高度で最新の情報通信技術や知見  
を有する有識者を県警察のサイバー犯罪対策  
テクニカルアドバイザーとして委嘱するとい  
うようなものがあるんですけど、これは予算  
を見ると決算額が11万2000円しかないんで

すよね。不用額として48万4000円、予算でも59万6000円しかない。こういった事件というのが、時代というのかな、こういう予測される中で、これだけの予算で大丈夫なんでしょうかねというのをちょっと伺いたいんですけど。

**○松崎賀充生活安全部長** 県警におきまして、サイバー空間の治安維持に必要な専門的な技術とか知識を有する職員の育成とかですね、サイバー犯罪捜査に必要な解析機器等の資機材の整備及びサイバー犯罪被害防止に係る広報啓発活動を行うための重点施策事業ということで、サイバーセキュリティ対策として4つの事業を推進しているんですが、令和元年度、事業費として1976万9000円を予算化しまして、決算額は1840万5000円等々で、執行率93.1%となっております。サイバー犯罪は新たな情報技術とかサービスが開発され、県民生活が便利になる一方でですね、それを悪用した新たなサイバー犯罪が後を絶たないことから、それに対応するために必要な予算の確保に努めていくこととしております。59万6000円のものについてはですね、これはテクニカルアドバイザーとして1人の教授をお願いしてやっているものでありましてですね、そういったことで、そういった予算額となっております。

**○國仲昌二委員** いや、これで十分であればそれはそれにこしたことはないんですけども、近年、様々なこの一何ていうんですかねサイバー空間というんですか、そこら辺の事件がすごく予想されるし、しっかりした対策は必要だと思うので、頑張っていたきたいなということで、終わります。

**○又吉清義委員長** 山里将雄委員。

**○山里将雄委員** まず、知事公室関係なんですけれども、2ページの辺野古新基地建設問題対策事業、この件についてなんですけれども、いろんな方々が朝から質問、質疑をなさっていますんで、私からはですね、この中の今回の事業の中でトークキャラバン事業ですか、こちらの件についてですね、少し確認といいますか、教えていただきたいと思います。まず、令和元年度のその実施状況なんですけれども、東京、名古屋、大阪、札幌で行ったということでありまして、その成果についてどのようにお考えでしょうか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

委員が今お話しされたように、まず、6月に東京でキックオフシンポジウムを開催しております。そして、8月に名古屋、9月に大阪、11月に札幌でトークキャラバンを行いまして、それぞれで知事が講演

会を行いまして、また、パネルディスカッション等を実施しております。東京では165名、名古屋では780名、大阪では300名、札幌では1100名が参加していただきまして、いずれも会場が満席となったところでございます。また、講演会に参加された方々だけではなくて、インターネットを通じまして動画を配信いたしましたので、基地問題の現状を広く伝えることができたと考えております。また、これに加えまして、知事は、名古屋市では5社、大阪市では8社、札幌市では9社の地元のメディアによる取材に対応をいたしまして、テレビ、ラジオや全国紙、地元紙に報道されるなど、キャラバンを通じて普天間辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について広く発信し、国民的議論の契機とすることができたのではないかと考えております。

**○山里将雄委員** 今の報告を受けますと、非常に効果があったといいますかね、そういう成果が上げられたんだろうというふうに感じました。先ほどの人数、ちょっと計算しますと2345名の方々が集まっていたという、特に札幌では1100名という、本当に多くの方が来ていただいたということで、本当にこの効果といいますかね、この集客ということ、今回はもう全て満席といいますかね、いっぱいだったということなんですけど、集客についてですね、やっぱりしっかりと集めていくことが必要だと思いますので、その辺はどのような対策で人を集め、ここへ来ていただくということをなさったのか、教えていただけますか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 基本的には、事前にインターネット等を通じまして、県ホームページもそうですけれども、知事の講演会をやりますよという形で告知を図ったところでございます。

**○山里将雄委員** 今回、今年度の実施について、たしか別の委員の方々が質問があって、今回は予算は取っているけれども、コロナの影響で、今、そのめどが立っていないというふうなお答えでしたけれども、やっぱりこのトークキャラバンといいますか、全国の方々に沖縄のこの現状を知事自らしっかりと伝えていくということはですね、これまでいろいろな方法で全国の皆さんに沖縄の現状を訴えてきたわけなんですけれども、これは非常に大事なことで私は思います。もうこの何年も、その沖縄が対面しているといいますか、直面しているその基地の問題についてはですね、どうしてもその本土との意識の格差といいますかね、本土の皆さんがなかなかその件についてなんです、認識が低いと。そういう状況がありますので、それをしっかり伝えていくと。全

国レベルのその議論に持っていくというためにはですね、沖縄からしっかり発信していくというのは本当に必要なことだと思います。ぜひこれをですね、しっかりとやっていきたいというふうに思います。全国に向けた機運醸成の今後の取組方についてどうお考えなのかお聞かせください。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** トークキャラバンにつきましては、委員がおっしゃったとおり、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、慎重に判断してまいりたいと考えておりますけれども、トークキャラバンに加えまして、インターネットとかを通じましてですね、動画を配信するなどの方法によって、普天間辺野古新基地建設問題をはじめとした沖縄の基地問題を広く伝えることを実施してまいりたいと考えております。

**○山里将雄委員** これからもしっかりとお願いいたします。

それじゃあ、次に、総務部関係なんですけど、9ページの所有者不明の土地管理の件ですけども、これも本当にこれまでたくさんの委員の皆さんが質問をしているので、私のほうからは聞くことはほとんどないんですけども、幾つか確認だけさせていただきたい。この事業について、あんまり理解もしていないんですね、確認をさせていただきたいというふうに思います。まず筆数が沖縄県管理で1505筆というふうな資料にありますし、答弁もございましたけれども、面積とかは分かっているのでしょうか。

**○古市実哉管財課長** 県管理地は、令和2年3月末現在で1505筆、89万6791.89平米でございます。

以上です。

**○山里将雄委員** この中でですね、県管理というふうになっているんですけども、これは県管理以外のそういった土地というものもあるということだと思うんですけども、これはどういうこと。誰が管理しているのか。市町村とかその他どうなんでしょうか、そこは。

**○古市実哉管財課長** 沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、復帰特別措置法の62条の規定におきまして、沖縄県または市町村が管理するものとされております。

以上です。

**○山里将雄委員** 市町村なんですね。それから貸付料徴収というふうにあるんですけども、これは今現在も新たに県のほうで貸付けしていると。新たに貸付けが発生しているという理解でいいですか。

**○古市実哉管財課長** 新たに貸付けを行っていることはございません。琉球政府時代の戦後の混乱のと

きから、既にそのときに住宅等の用地ですとか、畑として利用されている土地について、引き続き沖縄県が管理をして貸付けをしているということでございます。

以上です。

**○山里将雄委員** 分かりました。

これはもう、この問題については戦後75年が経過しているというような状況がございます。所有者を確定するのは非常に困難だと、この資料の中でもそういうふうに言っておりますけれども、先ほど西銘委員の質問にお答えがあったと思うんですけども、最終的にどうなるのかということなんですけども、県有地になるというような答弁だったというふうに思いますが、やっぱりそういうことなんでしょうか。最終的には県有地として治めるといいますかね、それはいつ頃までにそういうふうなことをお考えなのか、教えていただけますか。

**○古市実哉管財課長** 先ほど、そういうようなお話をしたところですけども、現行法制上、この土地というのは県が管理している土地でございます、どこかに真の所有者がいるということを法律の専門家とかはお話ししているところで、結局所有者がいる状態なものを確認をしないまま、県ですとか市町村に帰属するという法制度をつくるのは非常に難しいというふうに聞いております。ただ、県としましては、戦後75年が経過しており、この間、真の所有者の帰属が進んでないという状況もございますので、そういうことも踏まえまして、早期の抜本的解決が図られるよう、法制上の別途の措置ですとか、財政措置などの取組を、国に加速をして一なおかつ抜本的解決に当たっては、そうした県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、配慮するよう、本年9月にも河野沖縄及び北方対策担当大臣宛て、また10月に加藤内閣官房長官宛て要望したところでございます。

以上です。

**○山里将雄委員** ということは、まだ、どうできるということではなくて、そういう要望を、今、国に対して行っているということなんですね。所有者がいるということですけども、75年たっている、これから所有者が簡単に見つかるとはとても思えないんですよ。ちょっと落としどころといいますかね、その辺はそうですね、しっかりとまたこれもやっていただいて、貴重な財産ですから、県民のために使えればいいと思いますので、頑張ってください。

それじゃあ、この件は終わりにしまして、総務部の関係です、これ通告、通知はしていないんで

すけど、もし答えられるのであればちょっと答えていただきたい。財政のことなんですけれども。昨日の決算委員会で私、単年度収支までは出ているけれども、実質単年度収支が出ていないと。実質的な収支を見るには、実質単年度収支が非常に分かりやすいのでということで質問をしましたらですね、この決算ではそれは調製、立てないと。いわゆる普通会計の決算統計でもって実質単年度収支は表されるものだというふうな昨日の答弁があったんですけれども。7月にもう決算統計は終わっているんじゃないですかね、大体その時期だったと記憶していますので。今の段階ではどうでしょうか。その実質単年度収支というのは出ているんですか。

**○武田真財政課長** 決算統計は既にまとめられております。令和元年度における実質単年度収支につきましては、マイナスの2900万円でございます。

**○山里将雄委員** マイナスの2900万円。実質単年度収支は赤字だったということですね。はい、分かりました。

それじゃあ、公安委員会の関係で少しだけ、これも確認をさせていただきたいと思います。471ページのサイバーセキュリティーの件ですけれども、これも大変多くの方々が聞いておりますので、これも内容がよく分からないので聞こうかと思ってはいたんですけれども、皆さんの質疑を聞いていてですね、大分理解はできたつもりではいるんですけれども、少しだけこれも確認をさせていただきたいというふうに思います。まず、実際のこのサイバー犯罪、皆さんのほうですね、直面したそのサイバー犯罪の発生状況、あるいは摘発状況等の統計がありましたら、教えていただけますか。

**○松崎賀充生活安全部長** お答えします。

サイバー犯罪に該当するかどうか、事案発生時に判断できないことから、摘発状況である検挙件数についてお答えいたします。令和2年7月末現在の県内のサイバー犯罪の検挙件数については、暫定値で65件。前年同期比で14件、27.5%の増加となっております。罪種別の内訳は、沖縄県青少年保護育成条例違反とかが23件で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が19件、詐欺が6件などとなっております。

**○山里将雄委員** 去年に比べて14件で27.5%増えているということですから、やっぱりそのサイバー犯罪というのは、どんどん増えていくのかなと。今もうそういう時代になっているのかなという気がします。非常に大事な事業だと思います。これもどなたかが聞いていたとは思いますが、事業

として、今これを担当する職員としては何か1人というような答弁だったと思うんですけど、どうなんですか。今何名がこのいわゆる仕事に従事しているんですか。

**○松崎賀充生活安全部長** 県警においては、高度化、巧妙化するサイバー犯罪に対処するために、平成29年に警察本部の生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置しております。警察署においては専属の課の設置はないんですが、サイバー犯罪への対応といたしましては、事案の内容によって各警察署のそれぞれの課が対応しております。それで、サイバー犯罪対策課については、サイバー犯罪の被害防止対策とか、サイバー犯罪検挙対策を推進しております。その定員は22名となっております。警察署については専属の課がないんですね、その体制を数字でお示しすることはできないということです。

**○山里将雄委員** 県警本部のほうにサイバー犯罪対策課があって、各警察署には専属課とかはないけれども、そこで一応対応はしているという形になるんですか。はい、分かりました。それからこの中で、事業の効果のところですね、大手IT企業への捜査員を長期派遣して、業務を通じた技能習得を図ったというふうになっているんですけれども、これはどんな形ですかね。派遣の人数とか、あるいはどれぐらいの期間送ったとか、そのまた効果とかですね、もしあったら教えていただきたいと思います。

**○松崎賀充生活安全部長** サイバー犯罪の変化の著しいIT技術に対応した捜査とか、防犯対策を推進するためにですね、最新高度のIT技術を習得することを目的に、平成30年度から最先端技術を有する企業等への県警の職員を派遣して、その研修を行っております。研修先としましては、都市圏に本社を置く大手のIT企業とか、年度ごとにそれぞれ1名を3か月間ほど派遣しております。これまで平成30年度に1名、令和元年度に1名の計2名を派遣しているところです。情報通信技術の進展によってですね、サイバー犯罪が高度化しているという現状から、その対処できる人材を育成するためにも、サイバーセキュリティーの実務を学ぶ派遣研修は大変有効であると考えております。

以上です。

**○山里将雄委員** 非常に今後ですね、重要になる仕事だと思いますので、しっかりと職員も専門性が必要ですので、しっかりと育てていただいて対応をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つですね、公安委員会関係でお聞きしますけれども、466ページの交通環境整備事業なんですけ

れども、私今回、代表質問のほうで信号機の件について質問をさせていただきました。本部長からいろいろ丁寧な答弁をいただきましたし、それから、その後職員の方がわざわざ詳しく説明もしていただいたので、この流れについてですね、皆さんの考え方についても理解はしているつもりなんですけれども、その件については本当に納得はしていますけれども、ただですね、やはりあのときも言ったとおり、現実的に信号がないために事故が起こっているという状況がある以上は、やはりもっと迅速に対応をしていただきたいなど。こういう流れは、手続は聞いたんですけれども、やっぱり早めに、早めにそういう対応をしていただくことが必要だと思うんですけれども、その件についてちょっとお答えいただけますか。

**○大城辰男交通部長** お答えいたします。

信号機につきましては、必要性が高いと認められる交通信号機の設置について、当県は移動手段を大きく自動車に依存している交通環境にありますので、県民の要望に応える上でも大変重要であると考えております。また一方で、全信号機の2120基のうち約18%に当たる385基が更新の目安となる耐用年数を超過しており、交通の安全と円滑を確保するためには、老朽化した信号機などの維持管理も重要であります。

また、信号機の新設、移設、更新を大量に同時期に整備しますと、また同じ時期に更新を迎えることにもなりますので、県警察といたしましては、今後も長期的な視点を持ちつつ、計画的に平準化を図り、事業ごとの将来計画やバランス等について総合的に検討しながら、機動的に予算を執行して適時適切に事業を推進したいと考えております。

以上です。

**○山里将雄委員** 分かりました、よろしく申し上げます。

もう時間がないんですけど、最後に1つだけですね。この交通安全施設整備事業の中で横断歩道818本というふうになっているんですけども、これ横断歩道が本当に消えてしまってますね、ほとんど見えていないというのがたくさんあるんですね。私、名護市ですけど、名護市でも本当、住民からどんどん言われるものですから、やむを得なく自分たちで予算化して直していくということもしていたんですね。この横断歩道とか、その側線とか、そういった維持、補修をするための皆さんの、その考え方といいますかね、どういう考え方でこれ行っているんですか。最後にここだけ教えてください。

**○大城辰男交通部長** お答えいたします。

横断歩道をはじめとする交通規制に係る道路標示は、道路交通法等の関係法令に基づき、公安委員会が設置、管理することとされております。その理由は、交通規制は、地域の交通実態を一元的に把握した上で、国道や市町村道などが入り組む道路ネットワークが最適に機能するように、全体を見渡して総合的に考慮し、実施することが必要と考えられるからであります。したがって、横断歩道等の道路標示についても、管理の一環として公安委員会の責任において一元的に対応すべきものと認識しております。

以上です。

**○又吉清義委員長** 平良昭一委員。

**○平良昭一委員** 公安委員会のほうからお願いします。青少年健全育成事業についてですけど、未成年の飲酒補導の状況を教えていただきたい。

**○松崎賀充生活安全部長** 本年7月末現在では、飲酒で補導した不良行為少年は580名。昨年の同期と比較しますと102名、21.3%増加しております。飲酒を学職別で見ますと、有職少年が208名の35.9%で最も多いということと、次いで高校生が185名で31.9%、続きまして無職少年が97名で16.7%、中学生が45名で7.8%となっております。飲酒の要因といたしましては、少年自身の規範意識の欠如とか、保護者の監護能力の低下とか、地域社会の絆の希薄化とか等々が考えられるかと思えます。

**○平良昭一委員** やっぱり中学生も多いというのも非常に気になりますけど、補導後の対応をどういうふうな状況なのか教えていただきたい。補導後の対応。

**○松崎賀充生活安全部長** 補導後の対応としまして、飲酒で補導をした場合の対応としましては、少年は飲酒補導をした際は、そのまま帰宅させることなく、酒の入手先とか必要な聞き取りを行いながら、事件事故防止及び再補導防止の観点から警察署などにおいて確実に保護者に引き継いで指導を行うなどの措置を行っております。それと、一般的な補導後の対応としましては、警察職員は不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対して、人定事項、住所とか、学職等々を確認した上で、不良行為の中止を促すなどの必要な注意を行ったり、非行防止、その他の健全育成上必要な助言を行っております。また、注意とか助言のみでは少年の非行防止、その他健全育成上十分でない認められる場合には、繰り返し補導される少年等々については、保護者に対して当該少年の不良行為の事実を連絡したりとか、保護者を呼び出したりして、必要な監護または指導上の措置を促しております。また、特に必要に応じ

て学校関係者とか職場関係者に対しても連絡するように配慮しております。

○平良昭一委員 最近、目立っている、この青少年が絡む薬物乱用の状況と、その背景ですね、そして防止対策についてもお聞かせ願います。

○松崎賀充生活安全部長 県警では青少年の薬物乱用防止のために、教育委員会や学校等の関係機関と連携した取組を行っておりまして、特に県の教育長から委嘱を受けた警察官を安全学習支援隊ということで学校に派遣しております。その中で、薬物乱用防止教室を開催したりとか、薬物の依存性、心身へ及ぼす影響、その他有害性等を認識させるための指導啓発を行っているところでもあります。そして、県警といたしましては、薬物事犯の取締りを徹底するというと同時に、関係機関とも連携しまして、薬物乱用防止教室の拡充のほか、大麻等の危険性等に関するSNSを活用した情報発信や広報啓発等を推進してまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 この薬物の入手の背景というのはどういう状況なんだろうかね、その辺分かりませんか。

○松崎賀充生活安全部長 一般的にはSNS等々で知り合った友人とか、同級生とかから入手するというのが多くて、最近では友達を介して入手したりとかというのが多々あるかと思えます。

○平良昭一委員 友達を介してSNSとかで入手するというのは、そんなに悪いという気持ちは持っていないという状況なんだろうかな。

○松崎賀充生活安全部長 一般的ですけど、捜査する中ではそんなに罪悪感はないのかなというような感は否めないかなというふうに思います。

○平良昭一委員 罪悪感がないというのであれば、大麻、特にもう覚醒剤なんていうのはもう後ろに引けなくなるわけですから、そういう面では学校も中心にしながらではありますけど、県警としては、これは重点に置くべきものだというふうに理解をしますけど、どんなでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長 そういった状況も加味しまして、薬物乱用教室とか、そういった先ほど言った安全学習支援隊等々で専門の薬物の専門の担当を派遣しまして、学校等々で教養、講演等を行っているような状況です。

○平良昭一委員 どうしてもこれはSNSの絡みになると思いますので、この辺十分な対策が今後必要になってくると思いますので、くぎは刺しておきたいと思います。そしてですね、本県の警察官1人当たりの県民負担人口は今どうなっていますか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

沖縄県は現在人口が約148万人で、警察官の定員が2921人でありますので、警察官1人当たりの負担人口は約507人となっております。ちなみに、この負担人口約507人というのは、全国で30位となっております。

以上です。

○平良昭一委員 この2921人、人口に対して507人で、全国30位ということでありますけど、この中で最近配備された国境離島警備隊、それもその中に入っているの。

○岡本慎一郎警務部長 国境離島警備隊の隊員も含めて、警察官が2921人ということでございます。

○平良昭一委員 この警備隊は何名ですか。

○岡本慎一郎警務部長 約150人でございます。

○平良昭一委員 この離島であるがゆえの、国境があるがゆえの150人。これは本来の警察業務とは違いますよね。警察官業務とは違いますよね。

○宮沢忠孝警察本部長 離島における、専ら警備活動に従事をする、そういう部隊でございまして、そういった活動ではございますけれども、警察の責務の中には入ってございます。ただ、委員御指摘のとおり、専ら離島における警備活動に従事をするということで、通常の犯罪の取締りであるとか、交通の違反取締りであるとか、そういった活動に従事することは一般的にはないというものでございます。

○平良昭一委員 この150人は一般の警察官業務とは違うのであれば、僕は省いていいと思うんですよ。その省いた数字としたら、全国的にどうなるのか、人口比率にすると。

○岡本慎一郎警務部長 その150人のみを除いた数字でどうなるかというのは、特に算出しているものはありませんが、そういうその業務の、何と申しましょうか、内容を捉えて、これは一般市民と接触するからという形で線引きをしていくことはなかなか難しいものですから、職種の内容ごとにですね。ですから、そういった数字は特に算出はしてございません。

○平良昭一委員 僕はこれは本来の人口比率ですか、30位ですか、それとはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。そうであれば、米軍絡みの事件・事故も多い沖縄県でありますし、離島県、そしてまた島々からですね、駐在所の設置の陳情要請等もかなりあるわけですので、増員すべきだという僕は理解しているんですけど、県警としてどんな思いですか。

○岡本慎一郎警務部長 お答えいたします。

今、委員御指摘があったのは、足りていないのではないかという、こういう観点からの御指摘かというふうに理解しておりますけれども、様々な警察事象が発生しておりますので、また沖縄県は先ほど委員が御指摘あったような環境もございますので、そういったものを踏まえ、警察官が足りているのか、あるいは1人当たりの負担人口が多いのか少ないのかということについては、なかなか一概に申し上げることは難しいなというふうに考えておまして、他方で県警察としましては、現有の警察官の定員の中でしっかりと、その沖縄県の安全・安心を守ってまいりたいというふうに、このように考えてございます。

○平良昭一委員 先ほどの150人を抜いた数字ですね、全国ちょっと比例してみても、後でやってみてくれないかなと思います。

そして、今日午前中もありましたけど、ちゅらさん運動の普及促進ですけど、仲田委員からもありましたとおり、ちゅらさんバッジの問題もありましたけどね、最近このチラシ、報道を最近耳にしたり、目にすることが少なくなっているように感じるんですけど、どんなでしょうかね。

○松崎賀充生活安全部長 ちゅらさん運動につきましては、平成16年4月に施行をされたちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づいて推進しているところではあるんですが、その普及については、テレビとかラジオなどの広報媒体とか、ポスター掲示による広報等々、また県警察が運用している安心ゆいメールとか、SNS、LINEとかツイッター等による情報発信をしております。さらに県内のスーパーマーケット等の店内における広報といった、各種媒体を活用しまして促進を図っております。また、ちゅらさん運動の事業として行う防犯ボランティアに対する物品の支援とか、構成員に対する研修会の開催、地域安全マップづくりとか公共施設の安全点検、防犯モデルマンションとか、駐車場の登録などの各種取組を通して、県民に対してちゅらさん運動の周知を図っているところであります。

○平良昭一委員 何か、やっているのかやっていないのか、最近ちょっと少なくなっているようなイメージがあるんですよね。そういう面では、いずれも沖縄の特徴がある運動でありますので、ぜひこれからも啓蒙活動をお願いしたいと思っています。

そして、県警の第2庁舎についてちょっと聞きますけど、これまで代表質問あるいは一般質問等で、手狭な状況が指摘されてきています。会議室不足や

倉庫が不足してきてですね、保管業務に支障を来していることが明確になりました。賃貸も提言された経緯もありますけど、このような状況をどう考えておりますか。

○岡本慎一郎警務部長 第2庁舎についてお答えいたします。警察本部庁舎は平成5年に建築しまして、その後27年経過しておりますが、それ以降警察官が704人増員されておりますほか、社会情勢の変化を受けまして新たな警察需要に対応するための課ですとか、係を設置したことなどによって、庁舎の狭隘化が著しい状況でございます。さらに、大規模災害が発生して警察本部庁舎が被災した際に、その災害指揮などを行うための代替となる施設も必要と考えております。このために、県警察としましては、警察本部庁舎における狭隘化を解消するとともに、併せて被災した際の代替施設を確保するための施設を整備する必要があると考えておまして、現在第2庁舎の整備について検討を進めているところでございます。また、仮に設置場所が決定した場合であっても、新たな施設が完成するまでには当然相当の期間を要することになりますので、新たな施設が完成するまでの間の狭隘化解消のための暫定的な措置としても、民間ビルの借り上げについても並行して検討しているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 このビルの賃貸は提言されてきているんですよね、過去にも。具体的に、県警の隣の道向かいも、丸1つ借りてもいいんじゃないかというのがあってですね、すぐ近くにいい場所があるわけですから、それを具体的に検討をしているような状況はないんですか。

○岡本慎一郎警務部長 今、委員御指摘があったような民間ビルの借り上げにつきましても、関係機関と調整を進めさせていただいているところでございますので、関係部局の理解を得るべく引き続き協議を行ってまいりたいと思います。

○平良昭一委員 分かりました。じゃあ、これは検討してみてください。

総務に移ります。ふるさと納税の状況、沖縄県の実績を教えてください。

○喜友名潤税務課長 ふるさと納税の実績についてお答えいたします。総務部が所管する令和元年度のふるさと納税の実績は489件、3416万円となっております。前年度決算額の4198万円と比較しますと、782万円の減となっております。一方、土木建築部が所管する首里城火災復旧・復興支援寄附金が1986件、1億5468万円となっております。令和元年度のふるさと

と納税として受け入れた総額といたしましては2475件、1億8884万円となっております、大幅に増えているというような状況となっております。

○平良昭一委員 県内の市町村の状況の資料はもらったんですけど、そこで気になるのはですね、今後のこの税制度の継続はあるんですか、今後。ずっと同じような状況でいきそうですか。

○喜友名潤税務課長 今後の返礼品制度の継続についてお答えいたします。ふるさと納税制度につきましては、その趣旨に反するような返礼品の送付が見られたことから、対象となる地方団体を総務大臣が指定するという制度に改正されまして、令和元年6月から施行されております。指定を受けるためには、返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと、寄附金の募集に要する費用が受領する寄附金額の5割を超えないことなどの寄附金の募集方法に関する基準と、返礼品の調達費用が寄附金額の3割を超えないこと、地場産品であることなどの返礼品に関する基準を満たす必要があります。総務大臣による指定期間は1年間とされており、沖縄県及び県内全ての市町村が、令和2年9月24日付で、継続して指定を受けているところでございます。

○平良昭一委員 その影響というのは今後ありそうですか。

○喜友名潤税務課長 沖縄県につきましては、ちょっと首里城の火災の寄附金が大幅に増えた関係でちょっと影響がよく分析しづらい状況になっておりますが、市町村はむしろ増えているというふうに聞いております。それはなぜかといいますと、一つの人気のある返礼品の一人気のある市町村に集中していたものが分散されて、沖縄県の市町村としては全体としては増えているというふうに聞いております。

○平良昭一委員 何だか返礼品もらうための寄附金しているような状況。これは本来の趣旨とは違うと思いますので、言うように各市町村でばらつきがあるんですよ、かなり。それであれば、このアピール手段、広報活動、市町村での違いが出てくるということもありますので、そういうのは財政が厳しい市町村、これ自主財源かなりウェートを占めてくる場所もあるんですよ。そういう面では、この税制度をどう活用していくかというのは大きな課題になってくると思うんですよ。その辺、県がどういうふうな啓蒙活動を指導をしていくかというのが重要になると思いますけど、その辺考えたことあるか。

○喜友名潤税務課長 市町村のふるさと納税制度につきましては、企画部のほうの所管になっておりまして、ちょっと総務部のほうでお答えがしばらくい

ですけども。

○平良昭一委員 はい、これはあした聞きます。

私立学校振興事業についてですね、最近が高卒資格取得の通信制高校の支援体制をどうするかということは非常に上がってきています。うるま市のN高等学校や名護市のヒューマンキャンパス、あるいは本部町の八洲学園、そういう通信制高校は県内に幾つぐらいありますか。

○下地常夫総務私学課長 本県に、広域の通信制高校は、全部私立ですけど4校ございます。

以上です。

○平良昭一委員 この4校、教えてください。

○下地常夫総務私学課長 八洲学園大学国際高等学校、そしてヒューマンキャンパス高等学校、N高等学校、つくば開成国際高等学校の4校となっております。

○平良昭一委員 そこに対しての支援体制というのは、県でどのような状況になっておりますか。

○下地常夫総務私学課長 主要施策の成果にも私立学校振興事業の成果が載っておりますが、これは私立学校全体という形になっておりますけれども、そのうちから広域の通信制高等学校について申しますと、私立学校等教育振興費の中で教職員の年金掛金の負担軽減を図るための事業として、私立学校教職員共済事業による支援をまずは行っております。また、生徒の授業料等の負担軽減を図る高等学校等就学支援金事業等において支援を行っているところであります。

○平良昭一委員 今後この需要がかなり高くなって、県外からの生徒も増えているわけですので、そこに対する支援というのは今後課題になってくると思うんですよ。そういう中で、この許認可をするのは教育委員会ではなくて、皆さんのところなんですか。

○下地常夫総務私学課長 私立学校の寄附行為や学則等の認可については、うちのほうでやっております。

○平良昭一委員 定員枠の拡大とかですね、こういうお願いがかなり来ているような状況がありますので、ここは今後十分な支援策も考えていかないとけないと思っています。

そして、移りますけど、所有者不明土地管理費についてですけど、重要施策、31年度の中にですね、県民の財産としての有効活用が図られるよう国に求めていくというようなものがありますけど、どういう意味ですかこれ。

○古市実哉管財課長 県としましては、10年前の23年3月の制度提言のときから沖縄戦に起因する所有者

不明土地につきましては、真の所有者への返還、それから区市町村への所有権の帰属により解決されるべきものと考えてきており、制度提言、要望などをしてきたところでございます。それで、30年度から内閣府の有識者検討会で、今議論されていますのが、令和元年5月に成立した新たな表題部所有者不明土地法の仕組みを使って解決しようということで、国のほうは考えているようですが、これは登記官の探索で特定された所有者を登記簿に反映させる特例だということですので、土地所有権を証する書類、あるいは資料、または証人等の確保が困難なため、解消には至らないということは強く指摘しているところです。そのため、場合によっては県または市町村が所有権を帰属を受けてそれを県民のために有効活用をするということも含めた新たな法律の制度ができないかということも含めて、今、国のほうに要望をしているところでございます。

以上です。

**○平良昭一委員** 先ほど、山里委員のときの答え、89万6791余りの平米があるわけですよ。それをこう言ったらまた分かりづらいから、どれぐらいの大きさがあるのか。どこの市町村ぐらいあるか。分からないですか、これ。有効活用するんだったら、これやらんといけないだろ。セルラースタジアム何個分ですか。

**○古市実哉管財課長** 結局ですね、これは県管理、市町村管理、ともにそうなんですけれども、例えば市町村管理地ですと、墓地とか拝所とかということで、小さい共営の跡地が非常にいろんなところに点在しているということですか、あと県管理地でも、那覇市内とかでその市街地の中に点在しているとか、あるいはまた原野とか山林とか、山奥に所在しているとかということで、一概にそれが一団の大きな土地としてなっていないということから、そういう形で少し検討をしたことはございません。

以上です。

**○平良昭一委員** これ言わしたかったんですよ。実は墓地が一番多いんですよ、恐らく。経験上、私も墓地というものはやっぱり戦争の影響の中でいなくなったと、管理人がいなくなったということもありますので、これを返すというのはかなり難しい作業ではありますけど、それ以外のものはですね、今言うように、財産管理人には県、国という形になるわけですから、有効利用を当然大いにやっていかんといけないと思いますので、これは国との交渉をこれからどんどんやっていかんといきませんが、ある程度調査して所有者がもうなかなか出てこないだ

ろうなと思ったのは、どんどんこういうふうにも有効利用していくべきだというふうに、私も理論上思います。そういう面では、所有者不明土地の管理というのは、今後も予算が伴いますけど、それ管理するだけじゃなくて、有効に使っていくことは非常に今後大事だと思いますので、その辺ももっとも検討していただきたいと思います。

あと、知事公室のところですね。不発弾の対策事業なんですけど、これ土木だとは思いますが、この入札制度の問題とかで土木建築部の問題だと思いますけど、資格者の雇用や磁気探査機器の保有の有無、参加資格の要件等を含め、いろいろ取り沙汰されていますよねこれ。知事公室として、これはどういうふうに思いますか、この問題。土木だと思わなければならないけど、これまでの一連の流れを。

**○石川欣吾防災危機管理課長** 土木のほうだと思います。我々もですね、土木のほうのいろんな仕組みを、事業をしながら、知事公室の業務をやっているところでございます。

以上です。

**○平良昭一委員** 全額補助での事業ではあるわけですよ、国9割、県1割という形の中で。しかしながら、個人住宅、家主への周知がもう全く足りないような状況だと思うんですよ。これは建築士の説明、設計士の説明が足りないところもあるかもしれませんが、当然、一般の個人住宅でも、そういう全額補助が受けられるという制度をですね、もうちょっとアピールすべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

**○石川欣吾防災危機管理課長** その広報活動についてですけども、住宅等開発磁気探査支援事業になりますが、これについて県民向けとして県ホームページへのリーフレットの掲載だとか、広報誌美ら島沖縄への掲載、または県広報番組うまんちゅひろばでの事業周知、こういったことをやっていますが、そのほかに県内新聞への2紙ですね、住宅新聞の広告、それから建築申請窓口等各種団体、組織の広報資料ですね、これリーフレットの配布等を行っているところです。それから、市町村に対してですけども、市町村のホームページや広報紙への掲載をお願いしたり、あとは市町村対象の事業説明会、こちらにおける周知の協力依頼、こういったところもやってございます。あとは、市町村に対しても広報資料の配布を行っているところです。今、過去5年間における処理件数ですけども、増加傾向にありまして、ここ数年この130から160ぐらいで推移してきたところですけども、令和元年度、申請件数が203件とな

りまして、交付額とも過去最高となっているところ  
です。今年度についてもですね、ユーチューブを使っ  
ての広報動画についても作成対応を行って、広報に  
取り組んでいるところです。

以上です。

○平良昭一委員 これですね、住宅建築予算あるい  
は設計予算の中で、最初から組み入れることが必要  
になるんじゃないかなと思うんですよ。その辺、制  
度的におかしくなるかな。これも土木かな。

○石川欣吾防災危機管理課長 私どもではちょっと  
答えかねるものであるかと思えます。

○平良昭一委員 分かりました。

最後に防災ヘリの件、いろいろほかの方々からも  
ありましたけど、いまいちちょっと分からないところ  
があります。県内全域で活動をするというような  
説明でありましたけど、これ令和6年導入予定では  
ありますけど、導入後の運営形態というのはどんな  
なるの、これ。

○石川欣吾防災危機管理課長 今これが確定してい  
るものではないんですけども、道県ヘリのところ  
は大体において委託によって運航をしているところ  
が多いというのを聞いております。私たちもそれを  
ベースで検討はしていくんですけども、協議会立  
ち上げ後、そういったところについても検討課題に  
なるのかなというふうに考えております。

○平良昭一委員 僕はちょっと理解できないのが、  
いわゆる過去には広域消防構想がありましたよね、  
これだったら僕は理解できるんですよ。だから僕が  
考えるのは、もし導入した場合にどこの消防署の管  
轄に所属するのと聞きたいわけ、市町村の。そうで  
はないのか。

○石川欣吾防災危機管理課長 今後、もしも防災ヘ  
リが導入された場合というのは、沖縄県において消  
防航空隊を編成しまして、県のヘリというふうにな  
るかと思えます。そういう予定でございます。

○平良昭一委員 そうだったら理解できる。いわゆ  
る、過去の広域消防の構想があったもんですから、  
そういうのを僕はちょっと関わるのかなと思ってい  
たもんですから。いわゆる、県が導入して、県が所  
有して、この隊員も県が乗るということで理解して  
いいんだよな。

○石川欣吾防災危機管理課長 県の航空隊ができた  
場合についてですけども、航空隊の所属、航空セン  
ターみたいなのが可能でしたとして、そこのセン  
ター長には恐らく県職員が就くと思えます。活動を  
する隊員については、消防隊員である必要がありま  
すので、それを市町村からローテーションで出して

いただけないかというのを、今、調整をしていると  
ころでございます。

以上です。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 審査意見書のほうから、ちょっと  
お尋ねさせてください。ページ、18ページなんです  
が。収入済の県税の部分で、51億円増加ということ  
で、景気がよかった分の増というのがあるんでしょ  
うけど、収入未済額でも2億円余りの増加になって  
いるんですよ。法人事業税が1億円余り、こう増  
加しているという、この兼ね合いを要因的なものを  
教えてもらえるか。景気がよくて51億円、県税は増  
収しているんだけど、何で収入未済額は2億円余り  
そういう法人事業税が1億円余りもその増加をする  
のか。

○喜友名潤税務課長 収入未済額の増加について、  
お答えいたします。収入未済額の増加の要因といた  
しまして、まず徴収猶予の特例制度というのが今年  
度4月に法改正がされまして、制定されました。こ  
れはどういうものかと申しますと、前年と比べて収  
入が2割ほど、おおむね2割減少した方の納税を1年  
間、無担保、延滞金なしで、延長するという制度で  
ございますけども、令和元年度の2月1日納期限の  
分まで遡って猶予をしております。その令和元年度  
分で猶予している件数といたしまして44件、総額と  
いたしまして7526万5000円猶予している分がまずあ  
りますので、その分が単純に収入未済額として増加  
しております。そのほかにも特例制度を使っていな  
い方でも、例えば現行といいますか、前からあった  
徴収猶予の制度で延長をしたり、法に基づかない分  
割納付という形で、分割で納めていただくという方  
もいらっしゃると思いますので、そういった分が、やはり  
かなり多くありまして、収入未済が増加したもの  
というふうに考えております。

○當間盛夫委員 それじゃあ今年度はこのコロナの  
影響で未曾有の経済危機含めて、県税の収入という  
のは相当に落ち込むというのがあるんですけど、皆  
さん、今回決算ではあるんですけど、この見込み等  
は何かもう始めているんですか。

○喜友名潤税務課長 新型コロナウイルス感染症の  
今年度の県税収入への影響についてお答えいたしま  
す。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態  
宣言による外出自粛や、休業要請等もあり、経済活  
動に多大な影響を与えているところでもあります。現  
時点において、県税収入が落ち込むことが予想され  
ますが、各法人の業績であるとか、個人所得への影

響がどれぐらい続くのか、またその規模がどの程度になるのかというのを見込むことは非常に困難でありまして、今年度の県税収入は今、幾らぐらいというふうに見込めない状況にありますが、引き続き今後の経済状況等を注視しまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○當間盛夫委員** これ部長、物すごい大きな影響が出てくると思うんですね。この辺は早急にいろんな対策を取りながらでもですね、どういうふうな状況にあるのかということ、しっかりと把握してもらいたいというふうに思っています。

次、同じ意見書の部分で、不用額なんですけど、全体的に不用額が177億円ということで増えているんですけど、今日は3部署ですので、その知事公室、総務、公安の分での、この不用額が増加しての、これから不用額をどう減少するかという、この対応策をどういうふうに持っていこうとしているのかをちょっとお聞かせください、3部署。

**○池田竹州総務部長** まず、令和元年度不用額、一般会計総額で177億7000万円とかなり多くなっております。全体で見ますと、主な事項としましては、教職員給与費につきまして、臨時的任用職員にかかる費用など、そういったもので13億円近い不用が出ております。また、災害復旧費につきましても、これは災害が見込みより少なかったことなどで、12億円余り。そして、沖縄振興特別推進交付金の市町村事業などでも、7億円近い不用が出ているところでございます。これらの不用額を圧縮する県全体の取組としましては、特に推進交付金の実績減、あるいは入札残、年度途中の予期せぬ事情による不用など、やむを得ないものもあるというふうに考えております。とにかく、まず予算編成に当たって、社会情勢、そしてその後の事業の熟度、必要性について検討を行っていきたくと考えております。適切な執行を行うというのが特に重要ですので、年度当初に予算編成の執行方針を定めまして、事業の早期着手、そして進行管理の徹底などを通知しているところです。また、2月議会におきましても、1000万円以上の不用が見込まれるものに加えまして、災害復旧費におきましても、不用が見込めるものについては減額補正を行っていきたくと考えております。今後、予算計上時における所要額の見積りの精度を引き続き高め、事業の進捗状況を各部的確に把握して、効率的な執行に努めて、なおかつ2月補正での減額もきちんと実施していくなど、不用額の削減、圧縮に取り組んでいきたくと考えております。

**○金城賢知事公室長** 知事公室の令和元年度の歳出

不用額につきましては2億5604万42円となっております。主な内訳といたしましては、総務管理費、諸費におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い他国地位協定調査を延期したことや、これに加えて米国でのシンポジウムを実施しなかったことによる委託料の不用というのが、4637万2698円となっております。加えて、(項)防災費の(目)防災総務費において、不発弾処理等事業費における、市町村支援事業の箇所及び数量の減等によりまして、補助金等の不用が1億5947万173円ということでございます。事業につきましては、計画的な執行ということと合わせましてですね、不発弾処理事業につきましては、特に事業が5つございますけれども、今年度において、令和元年度においてもですね、住宅等開発磁気探査支援事業から、これについてですね、流用いたしまして、県が実施する広域探査発掘加速事業から2億2000万円を流用して、執行したということでございますけれども、結果として、こういった規模の不用が出ているということでございますので、引き続き適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○宮沢忠孝警察本部長** 警察関係でございますけれども、予算現額が357億円余でございます。このうち不用額が3億4000万円余ということでございます。この不用の主な中身でございますけれども、退職手当の執行残でございますとか、それから、あとヘリコプターが豪雨災害により使えなくなりましたので、それに伴うところの耐空検査ができなくなったということでの執行残といったようなものでございまして、個別に見ると非常に問題だという不用はないというふうには認識をしておりますが、いずれにしても予算を有効に活用するという観点から、早期に執行する、早期契約をするということが重要だというふうに思っておりますので、そうしたことに引き続いて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○下地常夫総務私学課長** 総務部の一般会計の不用額についてお答えします。

令和元年度の一般会計不用額、総務部は6億4063万4216円であり、前年度に比べると7000万円余り、率にして9.9ポイント減となったところです。減になった主な要因としては、予備費のほう、平成30年度は1億7500万円ほど不用が出ましたが、令和元年度は5000万円ほどとして大幅に不用が減ったことによります。不用の中身としまして、一番大きいのは、先ほど御説明しました高等学校等就学支援金の支給

対象額が、見込みを下回ったということから、2億円余りの不用が生じたという形が一番主な要因となっております。

以上です。

**○當間盛夫委員** これだけ、各部署全体的にこの不用額増えているわけですよ。177億円という数字が、結局、見通しが甘かったという言われ方をされてもおかしくないわけですよ。結果的に、このことがほかのものに回されただろうということになると、ほかの事業をどういう形で進められたかというところもあるわけですから、しっかりとそのことを、見通しがどうなのかということも一年次途中、年末にかけてね、いろいろと皆さんこれを組み替えたりするんですけど、やっぱり早い段階からこういう不用額を出さないというような周知をですね、ぜひこのことは心がけていってもらいたい。これはね、皆さんの資料を見るとこれずっと続いているのよ。大体170億円、190億円という形で。この五、六年もずっとそういう状況が続いていますし、このまま一括交付金でも沖縄振興の部分でも約7億円近くのものとか、先ほど知事公室のものから見ると、不発弾で1億5000万円ということをね、30億円近くの、この国事業からそのことをやる中で、組み替えましたけれど使えませんでした。いろんな工事の関係でということね、僕は言い訳にならない。だから、その辺で国のほうから、そういう不用額を出す部分での皆さんの予算の在り方はどうなんですかということ指摘されているということ、ずっと前々からこのことがある中で、もう少しね、皆さん、この不用額の在り方ということ、重要課題として真剣に捉えていってもらいたいと思っています。

それで今通知しましたけど、成果に関する報告書の、今通知しました国際災害救援センター。ほとんど私のイメージからすると、何で県がこのことを、この不発弾だとか、台風のとかというところがあるんですけど。国際災害救援センターということになると、ある程度、どっかに拠点があつてね、拠点があつてそういう部分を国内、国外ね、水害があつたらそこにそういう部分でのものに迅速に行くというようなイメージがあるんですけど、全くそのイメージじゃないんですけど、これからこれをどうするんですか。まずそれから聞かせてください。

**○石川欣吾防災危機管理課長** お答えします。

この国際災害救援センターですけれども、令和元年度から検討期間としておりますが、検討後の事業形態ですね、委員おっしゃるとおり施設のハード整備ではなくて、JICA等と連携した防災教育プロ

グラムの提供など、ソフト的な支援の在り方として実施を検討しているという状況でございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** だからこれは玉城知事が選挙の公約として何か華々しく出したのよ。僕らのイメージからすると、何か普天間基地をそういうものにするのかなというイメージ持ったりするわけさ。ところが、内部見たらそうではない。先ほどもあるように、じゃあ消防の職員の充足率はどうなのかとなると、全国より低い。その中で、そういう分での災害に充てていくと。自らのことはできないのに、そういったことをやろうとすること自体が、僕は、この問題点が多いので、これはね、もう一回、皆さん改めたほうがいい。やらないんだったらやらないということ、やっていたほうがいいと思いますので、それを指摘したいと思います。

次に、この基地問題。基地問題全般なんですけど、この辺野古新基地建設問題対策事業。この建設に係る訴訟等の費用、私もペーパー頂いているんですけど、この訴訟と訴訟以外での、費用的なものをちょっとお聞かせください。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

平成27年度から令和2年8月まででございますけれども、訴訟、裁判にかかる費用としまして8649万1444円。裁判以外ですね、法律相談ですとか、国地方係争処理委員会の審査の申出等にかかった費用としまして9444万8278円。合計で1億8093万9722円となっております。

**○當間盛夫委員** その中での弁護士委託ということ、委託料があるんですが、この委託料はお幾らですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** お答えいたします。

裁判と裁判以外の全てで、トータルでございますけれども、弁護士の委託料としまして1億3665万1419円となっております。

**○當間盛夫委員** また、ちょっともう少し細かいことをお聞きしますが、この旅費というもので、この訴訟以外の分で3000万円という、その旅費があるんですが、これ県職員がどういう形でのもので、これだけの旅費の使い方になるんですか。

**○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 県職員の旅費としましては、法律の相談といいますか、行政法の先生方に対して、意見を聴取するというところで、東京のほうに出張をしたりといった旅費になっております。

○**當間盛夫委員** また戻るんですけど、この委託料で約1億3600万円という委託料があるんですけど、この中で東京にいらっしゃる弁護士って何名いるんですか。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** 東京にいる弁護士の先生はいません。先ほど、法律の相談というのは、行政法の先生方の一弁護士の先生以外の先生方との調整ということで東京に出張したりするときの職員の旅費ということでございます。

○**當間盛夫委員** 弁護士がいて、それ以外の弁護士なのか専門家になるのか分からないんですけど、そういう皆さんの意見を拝聴しに行くために2200万円という旅費を組んでやる。ということは、その皆さんが、その委託しているこの沖縄の弁護士というのは、そんなに役に立たないと。何でこの委託している弁護士の皆さんで解決できないんですか。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課長** やはり、法律上の問題点につきまして、弁護士の先生一当然専門家でございますけれども、やはりその先生方の主張を補強するという意味で、行政法の先生方のお力もお借りしているということでございます。

○**當間盛夫委員** 補強。でね、次、これ今送りますけど。もうずっとあります、このワシントンのこの駐在員の活動事業費がありますよね、令和元年の。この内訳を教えてください。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 令和元年度のワシントン駐在員活動費の決算額は6936万8100円となっており、その内訳は、委託料が6680万1195円で、旅費が256万6905円となっております。委託料の内訳としましては、事務所の家賃、備品購入、電話代、現地職員の給与等の駐在の運営に係る支援として3370万7526円。連邦議会議員等との面談の設定や助言、駐在による米国での情報発信等への支援として3309万3669円となっております。

○**當間盛夫委員** 時間的にもあれですので、皆さんこれだけワシントンだけでも年間約7000万円使われるわけですね。その翁長さんで玉城知事、これ10年すると7億円このことで使うことになるわけよね。先ほども、訴訟費用ということになると、あれだけの2億円近くの訴訟費用を使ってくると。皆さん、この基地問題においてのこれだけの税金を使って、これがどういうふうな効果が出ているというふうに思うんですか。基地問題の解決、辺野古を止めた。どういふ効果が出ているの。まず公室長、効果を教えてください。

○**金城賢知事公室長** 県といたしましては、これまでもですね、司法ではなくて、沖縄県と国との対話

による解決の必要性とこの重要性をですね、繰り返し述べてきたところでございますけれども、辺野古新基地建設反対の県民のこの明確な民意や国との対話を求める県の要望を顧みることなく、唯一の解決策としてですね……。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員からこれまでの答弁の繰り返しではなくこれだけの費用をかけた効果について答弁するよう要求があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

金城賢知事公室長。

○**金城賢知事公室長** 訴訟の成果ということでお答えをしたいというふうに思います。これまでの一連の訴訟を通じまして、辺野古新基地建設に反対する県民世論ですね、それから沖縄の過重な基地負担の現状及びそれらを踏まえた県の考えを広く国内外に伝えることができたことは、大きな成果であろうというふうに考えております。また、沖縄の基地問題が我が国の安全保障に関わる問題として、国民の一人一人が自らの問題、自分ごととしてですね、考えていただく上で、一定の世論の喚起を図ることができたというふうに考えております。さらに辺野古新基地建設をめぐる一連の問題については、沖縄だけの問題ではなく、国と地方の関係の在り方や地方自治の保障に関する問題であるということで、全国の地方自治体において起こり得ることを訴えることができたということも成果であろうというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** もう、これは皆さんの見解ですから。でも私の思う部分からすると、これだけの訴訟をいろんな形で皆さん裁判をしてということがあっても、やっぱりね、税金を使っているわけですから、裁判するからには皆さん勝つのかね、勝てる裁判をしないとイケないはずですよ。そのことも全くなく、ただ訴訟すればいいというようなことであってはいけません。先ほども米軍の車両のお話がありました。ところが、沖縄の高率補助を考えると、そういう問題じゃなくなってくるというようにね、もろもろを考えてやってくると、今の玉城県政が柱とする基地問題を解決したいのであれば、皆さん振興策取らないほうがいいよ。もう次からの振興策は要らないと。基地問題をとにかく解決するんだという強い意志を持つべきだというふうに思うんですけど、どうですか。

○**金城賢知事公室長** 委員御質問のですね、沖縄振興策につきましては、沖縄振興特別措置法で規定するところの沖縄の特殊事情に鑑み措置されていると

いうふうに理解をしております、委員御指摘の基地問題とリンクするものではないというふうに理解をしております。

○**當間盛夫委員** これ以上議論しても始まらないですからいいです。

次に、皆さんからあるように、所有者不明土地管理。全体でどれだけあるの。皆さん、県分のお話しか面積はやらないんですけど、市町村分を合わせると合計でどれだけ、何筆。

○**古市実哉管財課長** 県管理分、市町村管理分合わせまして、全体で2704筆ございます。面積は98万2726.03平米でございます。

○**當間盛夫委員** 先ほど平良委員が大体墓地だろうということで、市町村管理で墓地やっていて、市町村管理からするとそうではなくて、県管理の部分がやっぱり89万ということで、県管理が物すごい大きいわけよね。これ何か違いが出てくるのか。これからいろいろと移管するときさ、例えばこの県管理しているから市町村が使いにくくなるような形のものがあるんですか、どうですか、その辺は、どう考えますか。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から県と市町村の管理地の違いについて、また、例えば栗国村だけで県管理地が12万平米あるが、今後の県及び市町村への所有権帰属に際しての考え方等について聞きたいとの補足があった。)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

古市実哉管財課長。

○**古市実哉管財課長** 市町村のは墓地なものですから、狭小地なのであれですけども、県管理については今現在、戦後混乱期からずっとそこで住んでいる方もいらっしゃるの、そういった土地も含めてのもので、そういった借地人のいない土地での利活用がどうなるかという議論になってくるのかなと考えているところです。栗国村のほうですけども、その沖縄戦に起因する所有者不明土地以外にも、全国的に問題となっている所有者不明土地がございまして、それが栗国村における村の一周道路の工事に非常に影響を与えているとか、そういうこともございまして、栗国村のほうからはですね、意見交換の際に、村が所有したいということで意見を聞いていますので、そういった県管理地が所在している市町村の御意見も踏まえながら、その当該市町村の開発、あるいは有効利活用できるような形での仕組みづくりとかも、今後国に求めていくべきだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**當間盛夫委員** 部長、国もいろいろとこの行政ができる分をやろうということで法律を変えてきています。この方向性、部長としてどう持っていこうとしていますか。

○**池田竹州総務部長** 私どもも今、課長から答弁があったように、現行法に基づき、沖縄担当大臣あるいは官房長官に要請を行ったところです。表題部不明の法律ができていますが、やはり本土とは一公簿とかそういうのがないという大前提、スタートが違う部分がやはりどうしてもあるというふうに考えております。例えば、全国的には台帳がデジタル化されているんですが、所有者不明のものは紙登記のままで、現行では全体的な調査もなかなか入れないというような状況もありますので、法に基づく調査官も1名しかいないということで、そこら辺の拡充も私どもは要請しているところでございます。いずれにしても、今の法のくくりでは、真の所有者に返すというのが大前提になっておまして、その上で返せないところについては、今後、市町村、そして県が有効活用できるものについてはきちんと活用させていただく。当然、県の所在するところで市町村の利用計画があれば、きちんとそういった市町村の要望も踏まえて解消に向けていきたいというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** これはもう沖縄戦を起因とした所有者不明土地ということで、先ほどもあったんですが、沖縄の特殊事情になると思うんですね。やっぱり有効利用していかないといけない、もうなかなかその所有者というのが見つかる事例というのも減少してきているというのがあるはずでしょうから。この県管理分の中でも先ほど私は栗国の事例を出させてもらったんですが、栗国で約12万。もっと多いのが伊江島で48万ということで、伊江島もそういった面での大きな所有者不明で使われていないという土地があるということですので、我々はそのことをもっと認識をしてね、早めにそういったものがこの市町村で活用できるということですので、しっかりと頑張っていくといけないと思っていますので、よろしくをお願いします。

○**又吉清義委員長** 以上で、知事公室、総務部及び警察本部関係決算に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。また、視察調査についてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

視察調査については、休憩中に御協議いたしましたとおりの議題に追加し、直ちに審査を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査について協議した結果、  
当委員会として今年度の県外視察調査は実施しないことで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査については、休憩中に御協議いたしましたとおりのことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月16日 金曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義